

豊島区子ども・若者総合計画（令和2～6年度） 令和5年度実施状況調査票【資料編】

目標Ⅰ	子どもの権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する	
	（１）子どもの権利に関する理解促進……………	1
	（２）子どもの意見表明・参加の促進……………	2
	（３）子どもの居場所・活動の充実……………	3
	（４）子どもの権利侵害の防止及び相談・救済……………	6
目標Ⅱ	子どもを安心して産み育てるための支援を推進する	
	（１）子どもや家庭への医療・健康支援……………	8
	（２）子育て家庭への支援……………	11
目標Ⅲ	子ども・若者に関わる施設において、充実した環境を整備する	
	（１）幼児期から学童期の教育・保育サービスの充実……………	14
	（２）子どもの主体性を尊重した学校環境の整備……………	18
	（３）子ども・若者支援に関わる人への支援……………	19

目標Ⅳ	若者の自立と社会参加を支援する	
	（１）若者の自立支援……………	20
	（２）若者の参加支援……………	22
目標Ⅴ	それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する	
	（１）状況に応じた支援……………	23
	（２）相談体制の充実と情報発信……………	33
目標Ⅵ	子ども・若者の健やかな成長を地域全体で支援する	
	（１）地域の力の活用……………	36
	（２）安全・安心な社会環境の整備……………	39
	（３）子ども・若者が文化や芸術に親しむことのできるまちづくり……………	42

(注釈)
○重点事業は薄橙色で網掛け表示
○新規事業は薄黄色で網掛け表示
○終了・統合事業は薄灰色で網掛け表示

具体的な取組			事業の概要						目標管理													
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度				目標値（令和6年度）見直し	
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）		
目標1「子ども権利を尊重し、自分らしい育ちを支援する」																						
（1）子ども権利に関する理解促進																						
①子どもの権利の普及啓発・情報発信	子どもの権利の普及啓発・理解促進を図ります。	子どもに分かりやすいリーフレットを作成するなど、対象者に合わせた手法を実施します。	重点事業	1	「子どもの権利」の理解の普及・啓発	子ども若者課	子どもの権利に関する条例の普及を図ります。	小学生用リーフレットやマンガ版リーフレット、妊産婦向け小冊子など、対象に合わせてわかりやすい広報資料を作成し、学校や子どもに関わる施設等に配布します。	普及啓発媒体の種類	リーフレット2種類（一般・中高生）で広報を実施	・リーフレット等を増やす（小学生・マンガ版、妊産婦向け小冊子等） ・動画等を作成	－	周知用パンフレット等の修正・配付	既存のパンフレット等について、連絡先一覧の全体的な見直しを行った。 また、周知用パンフレット（一般用）及び周知カード（中学生用）を小中学校にて引き続き配付した。 その他、周知用パンフレット（マンガ版）及び学習用パンフレットを区立小中学校のタブレットに電子データを掲載し、子どもがいつでも簡単に見られるよう改善を図った。	B	豊島区子どもの権利に関する条例を踏まえ、令和5年度に新たに「としま子どもの権利相談室」を設置することから、それを踏まえ既存のパンフレット等の内容を更新する。 また、相談室の周知と合わせて子どもの権利の周知を図る。	周知用パンフレット等の修正・配付	「としま子どもの権利相談室」の開設に伴い、既存のパンフレットの内容を変更するとともに、「子どもの権利相談室」のリーフレットを作成し、小中学生の全児童・生徒に配付した。	B	引き続き、学習用パンフレットやマンガ版パンフレットの活用を周知し、子どもの権利の理解促進を図る。	不要	
			計画事業	2	「子ども月間」事業	子ども若者課	子どもの権利の普及啓発のために、「子ども月間」（11月）に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいきと楽しく様々な体験ができる機会をつくります。	子どもの権利に関する条例に基づく「子ども月間」（11月）に地域や子どもに関わる施設と連携・協働して子どもがいきいきと楽しく様々な体験ができる機会をつくります。青少年育成委員会においても地区ごとに運動会やお祭りなど子どもが地域活動に参加するイベントを行っています。	子ども月間において、子どもが様々な体験ができる機会を提供するとともに、「子ども月間」の認知度向上	－	継続実施	－	広報誌にて「子ども月間」の周知した。	広報としま11月1日特集版にて、子どもの権利に関する取組を周知しました。また、「子どもの権利」について中央図書館でパネル展示を実施したほか、ケーブルテレビにて周知を行いました。青少年育成委員会の地域の行事は新型コロナウイルスの感染状況を注視し、工夫しながらお祭りや運動会など実施しました。	B	「子ども月間」の周知を引き続き実施します。各地区青少年育成委員会の行事は少しずつ再開しつつあり、感染対策等行いながら事業を再開していきます。	広報誌で「子どもの権利」に基づく事業の周知を行った	①子ども月間である11月の広報としまで「子どもの権利相談室」「子どもの遊び場・居場所」「子ども若者総合相談」について掲載し、事業の周知を行った。 ②中央図書館で「子どもの権利」のパネル展示を実施した。 ③東京音楽大学が企画する「スペシャルコンサート」を協働で実施し、子どもの音楽体験の機会を提供した。	A	「子どもの権利」に基づく事業や、「子ども月間」に実施する行事の周知を図る。 5年度は各地区青少年育成委員会の行事が再開し、子どもの体験の場を提供してきた。6年度は更に行事の充実を図っていく。		
②子どもの権利に関する学習機会の確保・学習支援	子どもの権利について学ぶ機会を確保します。	子どもの権利に関する研修や出前講座、学校での学習プログラム等を実施します。	重点事業	3	「子どもの権利」に関する研修・講座の実施	子ども若者課指導課	子どもに関わるおとなに子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	学校教諭や保育士、子どもに関わる施設職員に対して子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する講座を実施します。	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③区民講演会実施回数	①2回 ②3回 ③1回	①5回 ②10回 ③2回	①数値維持継続型 ②数値上昇型 ③数値維持継続型	子ども若者課 ①3回【5回】 ②2回【5回】 ③0回【2回】 指導課 ①5回【5回】	子ども若者課 保育士、子どもに関わる施設職員に対する子ども研修において、子どもの権利に関する研修を実施するとともに、全職員を対象としたe－ラーニング「子どもの権利」を実施し、22%の職員が受講した。また、ファミリーサポートセンター援助会員を対象に出張講座を実施した。 指導課 人権教育に関する研究開発指定校において、各教科における「豊島区子どもの権利条例」に関する学習を差し指導する教員の人権意識を高めた。	C	子ども若者課 引き続き、職員に向けた研修を実施していくとともに、研修・講座の実施について、状況を勘案しながら策定時の水準に戻し、令和6年度の目標値を目指す。 指導課 全小・中学校の教育課程に「豊島区子どもの権利条例」についての学習を位置付ける。教員研修は継続して実施する。	子ども若者課 ①5回【5回】（100%） ②3回【5回】（30%） ③1回【2回】（50%） 指導課 ①5回【5回】（100%）	子ども若者課 ①、③保育士、子どもに関わる施設職員に対する子ども研修で「子どもの権利」をテーマとして研修を実施。子ども研修のうち1回は区民参加の公開講座として実施した。この他全職員を対象としたe－ラーニングも実施し、65.9%の職員が受講した。 ②ファミリーサポートセンター援助会員、教育センター職員を対象とした出張講座を実施した。 指導課 人権教育研修にだけでなく、年次研修においても「豊島区子どもの権利条例」を取り上げ、教員の人権意識を高めた。	B	子ども若者課 引き続き、子どもに関わる施設職員への研修とともに、区職員全体への研修を拡大していく。 指導課 全小・中学校の教育課程に「豊島区子どもの権利条例」についての学習を位置付ける。教員研修は継続して実施する。	不要	
			計画事業	4	学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保	子ども若者課指導課	学校での子どもの権利の学習機会を確保します。	「子どもの権利に関する条例」の学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。	実施校数	－	毎年度小学校2校、中学校1校で継続実施	数値維持継続型	5校【3校】	子ども若者課 子どもの権利に関する学習プログラムとして、希望のあった5校にて子どもの権利擁護委員出張講座を実施した。 指導課 子どもの権利擁護委員の出張講座を小学校において実施した。	A	子ども若者課 実施を希望する学校が増加してきていることから、希望校だけでなく、計画的な実施できるよう、教育委員会と連携してプログラムのあり方を検討する。 指導課 教員研修においてCAPプログラムの研修を実施する。	子ども若者課 ①子どもの権利擁護委員出張講座7校【7校】 ②CAPプログラム1校【1校】 指導課 5校【3校】	子ども若者課 子どもの権利に関する学習プログラムとして、希望のあった学校のうち、7校で子どもの権利擁護委員出張講座を実施した。また、CAPプログラムを希望のあった1校で実施した。CAPプログラムは初めての実施となった。 指導課 子どもの権利擁護委員の出張講座を小学校において実施した。	A	子ども若者課 R5年度は予算の都合により実施を希望する学校全部で実施することができなかったため、子どもの権利擁護相談員（区職員）の出張講座なども加えて、希望する学校全てで子どもの権利に関する学習プログラムを実施する。 指導課 引き続き、子どもの権利擁護委員の出張講座を小学校において実施する。		
			計画事業	5	保育の質向上事業	保育課	子どもの多様な体験機会を確保しながら、子どもの権利について学び、身につけていきます。	企業廃材等を活用した創作活動のワークショップや、子どもが様々な暴力から自分を守るためのCAPプログラムを区立保育園においてモデル的に実施し、子どもの多様な体験機会の確保や保育の質向上を図ります。	実施園（2園/年）	－	継続実施	数値維持継続型	レミダワークショップ2園【2園】 CAPプログラム2園【2園】	感染防止対策を講じながら、予定通り実施した。	B	より効果的な事業ができるよう工夫し、毎年度着実に実施する。	レミダワークショップ2園【2園】 CAPプログラム2園【2園】	幼児期にふさわしい多様な経験ができる機会を確保できたとともに、幼児期の子どもの安全・安心のための予防教育を実施できた。また、保育の質も向上できた。	B	より効果的な事業ができるよう工夫し、毎年度着実に実施する。		

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度				目標値（令和6年度）見直し
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度の取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	
（2）子どもの意見表明・参加の促進																					
①子どもの意見表明・参加の仕組みづくり	子どもが意見表明や社会参加できる機会を確保します。	意見表明や参加を促進するための事業を実施します。	重点事業	6	としま子ども会議の開催	子ども若者課	子どもの区政への参加と意見表明の機会を提供します。	「子どもの権利に関する条例」に基づく「としま子ども会議」として、区内の小中高校生が、区政に関するテーマについて話し合い、意見をまとめて区長や区職員等に発表します。区は子どもの意見を聞き、施策に反映するよう努めます。	①参加者数 ②提案採択数	①実施に向けて検討中 ②実施に向けて検討中	①30人 ②1件	①数値上昇型 ②数値維持継続型	①18人【20人】 ②0件【1件】	会議6回、意見発表会1回を開催しました。コロナ対策を講じた上で、対面でのワークショップ形式で実施しました。ファシリテーターとして、テーマに関係する部署の若手職員に参加してもらうことで議論を深めることができました。	B	計画などの改定時期などで、子どもの意見を施策に反映したい各課からテーマを募集し、事前にテーマを定めます。募集段階でテーマを公表した上で参加者を募ることにより、子どもたちの意見を施策に反映しやすくなります。職員ファシリテーターはテーマを応募した部署の職員が参加し、子どもたちの声を直接聞く機会になります。	①17人【30人】（56.7%） ②2件【1件】（200%）	事前に庁内からテーマを募集し、そのテーマについて子どもたちが検討し意見を発表しました。会議と意見発表会を夏休み期間に集中して実施することで子どもたちの集中力も高まりました。意見発表の時期が例年より早いことから子どもたちの意見を検討し、実施するための予算の確保が可能となりました。また、子どもたちからの意見に対してどのように検討したかを区から報告する報告会を実施しました。	A	昨年同様各子どもたちの意見を施策に反映したい課からテーマを募集し決定します。子どもたちの意見を反映しやすくなるため、6年度は第1回目の会議で各テーマの説明を区から行い、区の困りごとを理解したうえで検討したいテーマを決めます。夏休み期間中に会議を行い9月に意見発表会を実施し、子どもからの意見を各課で検討した結果を、1月の報告会で子どもへ報告します。	不要
			計画事業	7	子どもの参加推進事業	子ども若者課	地域の大学等と連携し、子どもの意見表明や、社会参加、参画を推進します。	区内の子どもを対象に、子どもの権利に関する条例の認知度の向上を図るとともに、地域団体や大学等との連携のもと、区政や地域活動の中で子どもが自分の意見を表明したり、社会参加、参画を推進する事業を実施します。	共催事業参加者数	－	30人	数値維持継続型	30人【30人】	区長とティータイム（立教大学共催）を12/17に開催しました。区長を始めとする行政関係者に子どもたちが直接質問し、区長等にその場で答えてもらう事業を実施しました。	A	立教大学との連携により実施します。	28人【30人】	事業の内容に合わせ「成果報告会with区長」と名前を変え12/16に開催しました。（立教大学主催）豊島こども大学で活動してきた内容を区長に発表し、子どもからの質問に区長がその場で回答する事業を実施しました。	B	立教大学内での実施が難しくなったことから、放課後対策課で実施している放課後子ども教室のメニューの一つとして子どもスキップで活動することになりました。	
			計画事業	8	利用者会議の開催	子ども若者課 放課後対策課	子どもが自分の意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させます。	子どもスキップや中高生センターにおいて、利用者会議を開催し、会議で出された意見などは、施設運営や行事に反映させます。	利用者会議開催数	－	55回	数値上昇型	<中高生センター> 32回【36回】 <子どもスキップ> 105回【44】	<中高生センター> ジャンプでは各施設月1・2回実施しました。会議で出された意見を施設の運営に反映しました。 <子どもスキップ> 全スキップで利用者会議を開催し、会議で出された意見を施設の運営に反映させました。	A	<中高生センター> 引き続き月1～2回開催し、日常やイベントなどで意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させます。 <子どもスキップ> 利用者会議を全施設で2～3回開催し、意見を表明する機会や社会参加、参画の機会を充実させます。	<中高生センター> 31回【34回】 <子どもスキップ> 139回【44】	<中高生センター> ジャンプでは各施設月1・2回実施しました。会議で出された意見を施設の運営や施設改修に反映しました。 <子どもスキップ> 全スキップで利用者会議を開催し、会議で出された意見を施設の運営に反映させました。	A	<中高生センター> 引き続き月1～2回開催し、日常やイベントなどで意見を表明する機会や社会参加・参画の機会を充実させます。 <子どもスキップ> 利用者会議を全施設で2～3回開催し、意見を表明する機会や社会参加、参画の機会を充実させます。	
②子どもの意見表明・参加の促進	日常における子どもの意見表明や社会参加を促進します。	施設運営や地域での生活など、日常の様々な場面で子どもが意見を表明でき、また子どもの意見が受け止められるよう取り組みます。	計画事業	9	子ども地域活動支援事業	子ども若者課	中高生が自主的に地域で活動できる機会・実践できる場を提供します。地域の中で中高生センターの取り組みを知ってもらう活動に取り組みます。	子どもが地域社会の大事な担い手として、おとなと一緒に地域活動に参加できるよう、委託者と連携し、地域団体等の協力を得ながら、その機会づくりと参加促進の支援等を行います。	参加者数	－	160人	数値維持継続型	243人【190人】	<ジャンプ東池袋> 中高生実行委員形式のイベントを移転前に開催し、地域の方に参加してもらう事業を実施しました。また、仮施設にて区民ひろば朋有やフレイル対策センターのイベントに参加し地域の方との交流が深められました。 <ジャンプ長崎> 開館10周年イベントでは多くの地域の方が来場いただいた。年間を通して長崎獅子舞活動を地域の方と連携して取り組み、中高生の参加増につながりました。	B	<ジャンプ東池袋> 引き続き中高生実行委員形式のイベントを開催し、地域の方に貢献できる事業を実施します。 <ジャンプ長崎> 長崎獅子舞の後継育成活動をさらに推し進め、地域の学校との連携をめざします。	389人【250人】（155.6%）	<ジャンプ東池袋> リニューアルイベントを開催し、地域の方に参加してもらう事業を実施しました。地域の方と中高生が交流する機会となりました。 <ジャンプ長崎> 長崎獅子舞は、地域と連携し後継者育成に加え、周知活動として広報としま掲載や高校・大学と連携し演舞する機会を設けました。	A	<ジャンプ東池袋> 中高生実行委員のイベントを開催予定です。そこで地域の方に中高生を知ってもらい交流を深めることを目指します。 <ジャンプ長崎> 長崎獅子舞の活動は引き続き地域と連携し、参加者増を目指します。公園緑地課と連携し、スラックラインを通じて地域の方と中高生が一緒に遊ぶ機会をつくります。	
			計画事業	10	青少年指導者養成事業	学習・スポーツ課	参加した子どもたちが、学校や地域で活動できるリーダーシップとフォローアップを身につけることができるよう、日常から社会参加を促進する機会を提供します。	小学校4年生から中学生を対象に、地域青少年活動の充実、振興を図るため、キャンプを中心にリーダー養成講座を実施します。	ジュニアリーダー講習会の開催回数	－	10回	数値維持継続型	8回【10回 80%】	新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、1泊2日のキャンプ活動を含み、子どもたちの体験活動の機会をつくった。	B	子どもたちが、自分たちの意見を表明しながら、リーダーシップやフォローアップを発揮できる場を担保するとともに、事業の充実を図る。	8回【10回】（80%）	2泊3日のキャンプ活動を含み、事業後半には、ハッピーホリデーフーズティバルとして、子どもたちが企画運営するイベントを実施するなど、子どもたちの体験活動の機会をつくった。	B	子どもたちが、自分たちの意見を表明しながら、リーダーシップやフォローアップを発揮できる場を担保するとともに、事業の充実を図る。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												目標値（令和6年度）見直し
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度				
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	
（3）子どもの居場所・活動の充実																					
①子どもの居場所の充実	子どもの居場所を充実します。	施設整備の検討、既存の居場所事業の内容を充実します。	重点事業	11	中高生センターの運営	子ども若者課	中高生の放課後の居場所を提供し、自主的な活動を支援します。	中高生等が音楽、スポーツ活動、友だちとの語らいや情報交換などを行う場として中高生センターを運営し、自主的な活動や社会参加等を支援します。また、中高生の心身が傷つけないよう、関係諸機関や団体と連携して、その予防や早期発見に努めています。	①登録者数 ②延べ利用者数	①1,980人 ②26,896人	①2,000人【①2,200人】 ②30,000人【②32,000人】	①数値上昇型 ②数値維持継続型	①1952人【1900人】（98%） ②27457人【21000人】（92%）	コロナ禍から徐々に日常を取り戻しつつある状況の中、感染症対策を講じながら中高生の日常を取り戻す企画事業を展開しました。一方で、生きづらさを抱えた中高生が増加傾向にあり、何等かの事情で学校へ行くことが出来ない中高生の居場所としてのニーズの高まりに対し検討を開始しました。	B	午前中の施設活用として、中学校等と連携し、学校へ行くことが出来ない中高生の居場所事業の展開を具体化していきます。	①2,037人【2,000人】（102%） ②25,040人【21,000人】（83.5%）	午前中事業の周知チラシを作成し、学校や関係機関に事業説明及び配布を依頼しました。	B	午前中事業について、学校へ行くことができない中高生及び通信高校等の利用の増加をめざし、居場所事業を具現化及び充実させていきます。	必要 ①2,000人 ②30,000人 ジャンプ東池袋大規模改修(R4年9月～R6年1月)が実施されたため
			重点事業	12	子どもスキップの運営・改築	放課後対策課	小学生の放課後の居場所を提供し、放課後児童支援員の指導のもと、安心・安全な遊びを通じて子どもたちの交流を図ります。	小学生の放課後の安全・安心な居場所として、区立小学校22校に、校舎内、敷地内または隣接地にて、学童クラブの機能を持たせた子どもスキップを運営しています。また、別棟建設などで利用者数増加に対応するなど施設面での改善を図り、より一層安全・安心な環境を整えています。	延べ利用者数	535,760人	540,000人	数値維持継続型	526,031人 内訳 学童クラブ（469,620人） 一般利用（56,411人） 【540,000】（97%）	感染症対策を講じながら、「スキップの日」として学年や人数を制限して一般利用を実施しました。令和4年9月より、全学年を対象に一度帰宅してから一般利用を再開、さらに令和5年1月より1～3年生の直接利用を再開し、全面再開に向けて、一般利用を拡大しました。	B	一般利用を全面再開し、放課後の安全な居場所の確保に努めます。	589,811人 内訳 学童クラブ（458,567人） 一般利用（131,244人） 【540,000】（109%）	令和5年5月8日から一般利用を全面再開するとともに、一般利用の限定的実施中の代替措置であった学童クラブの臨時入会を廃止し、子どもスキップの受入態勢をコロナ前の状態に戻しました。	A	小学生の放課後の安全・安心な居場所である子どもスキップをより充実させるため、職員の人員確保するとともに施設整備を行っています。	不要
			計画事業	13	放課後子ども教室事業	放課後対策課	小学校の施設を活用した安全・安心な活動拠点づくりを進め、地域住民の参加と協力を得て、体験・交流活動の推進に取り組みます。	区立小学校において、放課後や週末等に、地域住民の参加と協力を得て、子どもたちを対象に学習やスポーツ・文化活動、交流活動等を行います。	述べ実施回数	－	2,000回	数値上昇型	対面事業：917回【対面事業：600回】	感染症対策を徹底しながら、対面によるプログラム数を倍増した。	A	参加人数や内容の緩和を図り、更なる充実に努める。	対面事業：1,008回【対面事業：1,320回】	教室開催数をコロナ前の水準に戻すべく取り組んできましたが、地域の方々と構成される放課後子ども教室スタッフを確保することができず、目標の開催数を達成することができませんでした。	B	放課後子ども教室スタッフ謝礼金を増額するとともに、多様な手法を用いて放課後子ども教室スタッフの確保に努め、もって、放課後子ども教室の開催数を増加させていきます。	
			計画事業	14	子ども食堂ネットワーク	子ども若者課	子ども食堂で食事の提供だけでなく、居場所としての機能を充実させます。	地域で活動する「子ども食堂」の連絡会「としま子ども食堂ネットワーク」への情報提供や広報の支援を行います。子ども食堂の運営方法等、運営者同士が情報交換を通して安全に支援活動の輪を広げていきます。	登録食堂数	－	25食堂	数値上昇型	23食堂【23食堂】	昨年に引き続き配食・宅食や食材配付などで工夫しながら実施している子ども食堂がほとんどでした。子ども食堂ネットワーク会議を開催し、情報提供・情報共有を行い、研修ではグループワークを行い各子ども食堂間の交流が深まりました。	A	コロナ禍で会食型での開催ができなかった食堂が、会食型で再開しつつあり、居場所としても充実を図ります。	23食堂【24食堂】	コロナ感染症が5類になったことから会食を再開する子ども食堂が少しずつ増えてきました。ネットワーク会議では会食を再開したことや、検討中だが何がハードルになっているかなどの情報共有を行いました。また、サポーターのCSWとも交流を深めました。	A	会食を再開する子ども食堂や新規の子ども食堂も増えることが想定されるため、セーフガーディングの研修などを実施し、安全な運営を支援します。また、ネットワーク会議で子ども食堂間の交流を深め、HPなどで情報発信のサポートを行います。	
②屋外遊び場の充実	子どもの遊び場の充実を図ります。	既存の取組を推進するとともに、安心安全な屋外遊び場の整備を検討します。	重点事業	15	プレーパーク事業	子ども若者課	子どもたちが屋外で安全に楽しく遊べる機会の充実を図ります。	子どもが自由に豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク（冒険遊び場）事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。	①参加者数 ②出張プレーパーク開催数	①31,002人 ②13回	①35,000人 ②20回	①数値上昇型 ②数値上昇型	①34,785人【32,000人】 ②9回【10回】	年間を通じ池袋本町プレーパークを実施し、屋外で自由な発想で自分らしく遊べる場所を提供しました。地域で実施する出張プレーパークはコロナ禍のため保育園での実施を主とし、近隣の複数の保育園などが利用できるように、区民ひろばでも実施します。	A	常設の池袋本町プレーパークは年間を通じ、屋外での自由な発想で自分らしく遊べる場所の提供を行います。身近な地域で実施する出張プレーパークは公園での実施を主とし、近隣の複数の保育園などが利用できるように、区民ひろばでも実施します。	①28,707人【32,000人】（82.0%） ②9回【10回】（45.0%）	池袋本町プレーパークを年間通じ実施しましたが、5年度は夏季期間の熱中症警戒アラートの発表や、強風などの荒天時などからプレーパークを閉める時間が多くあり、利用者が前年を下回りました。出張プレーパークでは保育園、区民ひろばに加え公園でも実施し近隣の園庭のない保育園や地域の親子連れにも利用してもらいました。	A	常設の池袋本町プレーパークは年間を通じ、屋外での自由な発想で自分らしく遊べる場所の提供を行います。身近な地域で実施する出張プレーパークは主に公園などの多くの子どもが利用できる場所でも実施し、近隣の園庭のない保育園や地域の子どもが利用できるようにします。	不要
			計画事業	16	小学校開放事業	放課後対策課	児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。	放課後や学校休業中の児童の身近で安全な遊び場として、小学校の校庭を開放します。	実施施設数（全小学校22校）	－	22校	数値維持継続型	100%【22校】	コロナ感染対策を講じながら、児童の安全な遊び場として開放しました。	A	引き続き児童の安全な遊び場確保に努めていきます。	100%【22校】	コロナ感染対策を講じながら、児童の安全な遊び場として開放しました。	A	引き続き児童の安全な遊び場確保に努めていきます。	
			計画事業	17	公園・児童遊園新設改良事業	公園緑地課	近くの公園対し区民満足度が増し、子どもたちが利用したいと思う公園を整備していきます。	既設の区立公園・児童遊園においては、子育て世代を含めた住民ニーズ等を踏まえ、再整備を検討します。また、学校跡地等を活用して地域の活動拠点となる近隣公園等を整備します。	新設・改修公園数 2園／年	－	10園（累計）	数値維持継続型	2園【2園】	池袋本町二丁目児童遊園では、拡張整備に合わせ地元の声を聴きながら整備を進めた。大塚台公園では、将来の全面改修に向け、機能的にインクルーシブ遊具の設置を進めています。	B	引き続き、毎年2園の全面改修の整備ペースを守り、確実な更新を図ると共に、地域のニーズに合った公園に改修し、積極的にインクルーシブ遊具の設置を進めていきます。	3園【2園】	池袋本町四丁目・千川二丁目児童遊園では、地元の保育園や幼稚園児の意見を聞きながら遊具を選定し改修工事を進めた。大塚台公園の改修については、高校生や障害児を持つ親など、幅広い層の方々からメンバーのWSを開催した。	A	令和6年度は公園の再構築を実施し、区内の公園の位置づけを明確にすることにより、子供たちを中心とした利用者目線に立った整備を行っている。毎年2園以上の改修工事を引き続き実施していくとともに、大規模な公園改修や新設も含め、利用してもらえる公園づくりを進めていく。	
			計画事業	18	「としまキッズパーク」の整備・運営	公園緑地課	障がいがある子どもも安心して遊べる場の充実を図ります。	造幣局跡地の一部を、令和2年7月から令和6年度まで「キッズパーク」として運営します。公園内には「ミニトレイン」を走らせるとともにインクルーシブ遊具を整備し、子どもが安心して遊べる場にします。（令和2年度より、「9月」に変更）	利用者数	－	440,000人（累計）	数値上昇型	127,532人【100,000人】	利用者：123,658人 イクバス活用等（園外保育）：3,874人 近隣小学校特別学級による植替え：2回 活用イベント：3件	A	引き続きイクバス活用及び園外保育の場としての活用を図るとともに、近隣小学校との連携等を進めていきます。	115,422人【100,000人】	利用者：113,658人 イクバス活用等（園外保育）：1,764人 近隣小学校特別学級による植替え：2回 活用イベント：3件	A	引き続きイクバス活用及び園外保育の場としての活用を図るとともに、近隣小学校との連携等を進めていきます。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理											目標値（令和6年度）見直し			
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（％）（m）	令和4年度			令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（％）（q）	令和5年度			見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※		
③活動・体験機会の充実	子どもの体験機会の充実を図ります。	子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。	重点事業	19	子どものための文化体験事業（計画策定時は「子どものための文化体験プログラム」）	文化デザイン課 保育課	子どもたちが多様な文化芸術が体験できる機会を提供します。	区とNPO法人が協働して、次代の文化の担い手である子どもたちを対象に文化芸術に触れるワークショップ等のアートプログラムを展開します。			①演劇公演実施回数、延べ参加者数 ②鑑賞教室実施回数、延べ参加者数 ③ワークショップ実施回数、延べ参加者数 ④保育園ワークショップ実施園数、延べ参加者数 ⑤ぞうしやが こどもステーション実施回数、延べ参加者数	①10回、2,056人 ②7回、587人 ③1回、24人 ④22園、450人 ⑤54回、1,931人	左記5つの取組について、同程度の回数及び参加人数を維持して実施する。	①数値維持継続型 ②数値維持継続型 ③数値維持継続型 ④数値維持継続型 ⑤数値維持継続型	①事業見直しのためプログラム廃止 ②8回 参加者数432人【340人】（127％） ③2回 参加者数30人【30人】（100％） ④20園、434人【参加数 延べ500人】（86％） ⑤41回 参加者数849人【1,000人】（85％）	①～③、⑤の鑑賞・参加型プログラムについては、コロナ状況でありながらもアーティストのマスクに装飾をするなどの演出をしました。また、感染対策を徹底する一方で、段階的に参加人数を増やし、多くの子どもとその家族にアート体験の場を提供しました。また、④の保育園ワークショップでは、コロナの影響により何度が延期になったり参加人数が減ったりしましたが、感染防止のため人数制限を設けたり、1日に複数回に分けて実施した結果、最終的に全園実施することができました。	B	①～③、⑤では、鑑賞・観劇の機会を提供するだけでなく、プロのアーティストによる音楽・ダンス・造形などのワークショップを通して子どもたちの個性と多様性を尊重するプログラムを引き続き実施していきます。 また、④保育園ワークショップについては、実施園が偏ることのないよう、選考の際に配慮いたします。	①事業見直しのためプログラム廃止 ②9回 参加者数562人【340人】（95％） ③2回 参加者数40人【30人】（83％） ④20園、515人【参加数 延べ500人】（114％） ⑤41回 参加者数1,168人【1,000人】（60％）	①～③においては、区内各所でアートに気軽に出会える場を提供しました。また、マスク着用の緩和により、アーティストや俳優たちの表情から、言葉だけに頼らない作品や表現に触れることで、学校や日常では体験できない豊かな感受性を育む機会を与えることができました。 ④においては、区内保育園20園で身体表現と音楽のワークショップを実施しました。ワークショップでは普段の保育では見られない子どもたちの様々な表情が見られ、保育士にとっても表現の楽しさを伝える術を学べるなど、今後の保育の参考となる場を提供することができました。 ⑤においては、コロナの感染対策の緩和により、ワークショップの定員を増やし、多くの子どもとその家族にアートに親しむ機会を提供しました。また、アーティストや、参加者同士の交流機会となり、新しい出会いおよびアート体験を共有する楽しさを知るきっかけになりました。	B	①～③、⑤については、区内に住む、一人でも多くの子どもたちとその家族が、アートに触れる機会を提供するために、令和5年度よりも、実施日数、回数を増やしていきます。 ①～③については、ウェブサイトの日英対応など外国ルーツの子どもたちにも参加しやすいようにアクセスビリティを整えていきます。 ④については、限られた園数の中でもできるだけ多くの保育園にワークショップを提供できるよう、実施園が偏ることがないように選考の際に配慮します。 ⑤については、令和5年度よりも、新しいプログラムを4つ増やし、広範囲の強化をすることで、新規の参加者層にアプローチしていきます。	不要
			計画事業	20	次世代育成事業助成	文化デザイン課	家庭や学校や習い事とは別の場所でアーティストや、同世代の仲間たちと一緒に楽しい時間を過ごす中で、創造力・表現力・発想力・コミュニケーション力を磨きながら、健やかな身体と感性豊かな心を育む。	区内の子どもたちが気軽に美術や音楽、ダンスなど、様々な芸術に触れ、親しむ場と機会を提供します。（としま未来文化財団助成事業）			体験プログラム数	－	6プログラム	数値上昇型	5プログラム【8プログラム】	夏休みの時期にコマ撮りアニメーション（オンライン＋対面）、カリブ海をテーマにしたファミリー向け音楽コンサート（ミニダンスワークショップ付き）を実施し、クリスマスにはファミリー向けのクラシックコンサートを開催しました。その他、計10回の長期ワークショップであることも日本舞踊教室を実施したり、150～300人規模のコンサートを実施したことで、全体で延べ903名が参加し、参加者は増加しました。なお、コロナ禍の事業実施が3回目となり、徐々にコロナ前の開催形態（現地実施メイン）に戻す方向性のため、プログラム数としては減少しました。	B	4年度好評であったプログラムは踏襲しつつ、様々なジャンルの文化に触れられるような内容を工夫していきます。 また、新型コロナウイルス感染症が終息傾向にあることから、1つのプログラムに対しての回数や参加人数を増やしていくことが今後の目標です。	10プログラム【10プログラム】	令和5年度は、多様な子どもたちが様々なアートに出会う「きっかけ」を創出しました。まずは、親と子のアートサロンとして、乳幼児とその保護者を対象とした音楽・美術・演劇と3種類のプログラムを実施し、74組が参加しました。夏休み期間には、区内の放課後の居場所（学童）であるスキップで身体表現ワークショップを5か所で実施し、85名の子どもたちが参加しました。令和3、4年と実施したワークショップと比較すると参加者数は減少しましたが、アーティストと実際にコミュニケーションをとりながら体験するワークショップに、どの子どもも大満足だったという施設担当者の声が届いています。また、インリーチ型のワークショップとして電子工作とアフリカン・リズム・セッション・ワークショップを行い、リズム・セッション・ワークショップの翌日には、公演を実施することで、体験でも鑑賞でも楽しめる機会創出を作り出しました。平成22年より実施している「こども日本舞踊教室」には、想定以上に応募者があり、当初16名定員を20名定員で実施しました。そして、クリスマスにあうるすぽつを活用した舞台公演では、合計1,307名が来場し、多くの子どもたちと保護者の方が文化芸術を楽しむ場となりました。最後に、どんな環境に置いても文化体験機会を提供するために公演招待事業も行い、全5事業に計130人が参加しました。	B	継続実施している「0・1・2のおもちゃ箱」や「こども日本舞踊教室」など、引き続き展開していきます。さらに、子供たちが多様な文化芸術に触れる機会を、令和5年度実施をブラッシュアップする形で展開し、さらには障害者をもつ子どもたちにも参加できる場づくりをしていくことが今後の目標です。	
			計画事業	21	アトカル・マジカル学園	文化デザイン課	親子や家族がアート・カルチャーに触れる機会を応援します。	「変身」をキーワードに演劇・ダンスの手法を使ったプログラム「マジカルへんしん教室」、親子が同級生になって授業を楽しむ「としまおやこ小学校」など、子育て世代を対象に、ワークショップや演技・演出など舞台芸術を体験する事業を実施します。また、子育て世代のアート体験をサポートする託児所と子どものアート体験が合体した「アート体験支援型託児 アートサポート児童館」を実施します。			プログラム提供日数	－	『東京芸術祭』の開催期間中、10日間程度	数値維持継続型	かぞくアートクラブ5日間 アートサポート児童館3日間【合わせて8日間】	としまおやこ小学校は、「かぞくアートクラブ」と名を変え、従来の親子という枠にとらわれず、祖父母から兄弟まで家族の誰もが参加できるように工夫を行いました。アートサポート児童館では保護者が芸術鑑賞の間、当プログラムに子どもを預け、子どもとアーティストと一緒に「HAPPYハッピーづくり」を行いました。自ら考えてモノづくりを経験することで、子どもたちだけでなく、保護者にとって有益な時間を提供することができました。	A	令和5年度以降も引き続き、国際舞台芸術の祭典である「東京芸術祭」の子ども参加枠として、本事業は実施をしていますが、当芸術祭から豊島区が主催から抜けることとなったため、区の事業としては継続をしないこととしています。	未実施	東京都へ事業移管したため、区の事業としては実施していません。	終了	事業の実施予定はありません。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												目標値（令和6年度）見直し
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	令和4年度事業目標に資する令和4年度取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	令和5年度事業目標に資する令和5年度取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	
③活動・体験機会の充実	子どもの体験機会の充実を図ります。	子どもが文化や芸術、スポーツなど多様な体験ができる機会を提供します。	計画事業	22	図書館おはなし会・読み聞かせ事業	図書館課	子どもの読書機会の提供します。	子どもの読書活動を推進するため、図書館でのおはなし会をはじめ、区立保育園・幼稚園、小・中学校などを訪問、あるいは図書館に招待しての読み聞かせや、図書館利用の案内などを実施します。また、読み聞かせボランティア育成のための講習会を開催します。	おはなし会等、読書普及企画の実施	－	年1回以上	数値維持継続型	5回【年1回以上】	新型コロナ感染防止策を講じながら、12月より中央図書館で読み聞かせボランティアの活動を試行的に再開した。また、子どもの読書に関する講習会を7月と2月に開催した。	A	新型コロナウイルスの5類移行後、本格的に区民ひろば等で、定期的な読み聞かせボランティア活動を再開する	143回【年50回以上】	読み聞かせボランティア人材バンクを活用し、区民ひろば20か所でおはなし会を合計136回で実施した。そのほか公民連携事業として西武池袋本店屋上やサンシャインシティ絵本の森など図書館外にて出張おはなし会を10回実施、子ども達が本に触れる機会や読書の楽しさを伝えた。	A	区民ひろば等における定期的な読み聞かせボランティア活動を継続的に実施する。「読み聞かせボランティア人材バンク」の運用について団体の自立を含め検討する。	
			計画事業	23	生涯スポーツ推進事業	学習・スポーツ課	年齢や性別を問わず、スポーツに親しみ、楽しめる機会を提供し、スポーツ人口の増加を目指す。	子どもが体を動かすことが好きになるよう各種のスポーツを体験する機会を提供するとともに、地域のスポーツ指導者を対象として、スポーツ理論や実践の講習を行い、スポーツリーダーを育成します。	事業数	－	35事業	数値上昇型	19事業【25事業 76%】	徐々に日常生活が回復するなか、子ども、若者世代がスポーツに触れる機会を可能な限り創出することで、体を動かすことによる心身の健全な育成につながった。	B	子ども、若者世代がスポーツに親しむことができる環境を引き続き確保するため、事業の継続と充実を図る。	21事業【24事業 86%】	当初の事業計画に近い形で実施することができ、子ども、若者世代がスポーツに親しむ機会を提供することで、心身ともに健全な育成をはかるという目標に寄与することができた。	B	子ども、若者世代がスポーツに親しみ、また継続して楽しんでもらうことができるよう、今後も事業の継続と充実を図る。	
			計画事業	15	プレーパーク事業【再掲】	子ども若者課	子どもたちが自由で豊かな体験ができる機会の充実を図ります。	子どもが自由で豊かな遊びと多様な体験ができるプレーパーク（冒険遊び場）事業を推進します。池袋本町プレーパークの他、身近な地域で冒険遊びなどを体験できるよう、出張プレーパークを実施します。また、池袋本町プレーパークは、子どもが自由に過ごし、自分らしく、ゆったりと安心できる場所としての機能も併せ持ちます。	出張プレーパーク実施回数	－	20回	数値上昇型	9回【10回】	常設の池袋本町プレーパークで季節のイベントとしてふれあい動物園、ボニー乗馬体験を実施しました。身近な地域で実施する出張プレーパークでは段ボール遊び、どんご遊び、大きなシャボン玉体験など、様々な体験の機会を提供しました。	B	常設の池袋本町プレーパークでは冒険遊びのほかに季節のイベントとして様々な体験の機会の提供を行います。出張プレーパークでは身近な地域で多様な遊びが体験できるよう公園を中心に実施します。	9回【10回】	保育園や区民ひろば、公園のほか、地域のイベントでも出張プレーパークを実施し、多くの子ども達に段ボール遊びやどんご遊び、シャボン玉遊びなど、様々な遊びの機会を提供しました。	B	常設プレーパークから離れた地域でもプレーパークを体験できるように、区内の各地域で出張プレーパークを実施します。園庭のない保育園や近隣の保育園、地域の親子連れが多く利用できるように公園を中心に実施します。	
④学習支援の充実	学習支援が必要な子どもに学習機会を提供します。	区による補習や民間団体による無料学習支援を実施します。	重点事業	24	コミュニティソーシャルワーカーによる子どもの学習支援	福祉総務課	子どもの学習習慣の習得を図るとともに居場所となる場を提供します。	コミュニティソーシャルワーカーが関係機関や地域住民、ボランティア等の協力を得て、公共施設において要支援家庭等の子どもの学習支援を行います。	①学習会実施回数 ②子どもの延べ参加者数	①61回 ②1,112人	①65回 ②1,400人	①数値上昇型 ②数値上昇型	①23回【64回】（35%） ②190人【1,384人】（14%）	新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の学習会は開催中止となりました。なお、コロナ禍でも支援が途切れることがないよう、対面開催以外に、年7回お便りを発行し、内容によって返信ハガキを同封することにより、ボランティアと子どもたちの関係性の継続に努めました。また、学習会の場や返信ハガキで寄せられた子どもたちの意見や要望は、積極的に学習会の企画内容に取り入れています。	B	新型コロナウイルス感染症が収束するまでは、従来通りの方法で学習会を開催することは困難です。コロナ禍でも、ボランティアと子どもたちの関係性が途切れることのないよう、学習会のあり方の見直しや、定期的なお便りの発行等、工夫して取り組みを行っていきます。	①22回【64回】（34%） ②305人【1,391人】（22%）	新型コロナウイルス感染症が収束した為、以前のように対面学習の子どもへの参加受入れを増やすことに努めました。また、コロナ禍から実施してきたお便りを年3回発行。内容によって返信ハガキを同封し、子どもたちとボランティアとの交流の機会も継続して取り組みました。	C	新型コロナウイルス感染症が収束したので、徐々に従来通りの対面での学習会を開催を増やしていけるように努めています。また、区内で学習支援を行っている団体等が増えてきていることから、以前の学習会に立ち返るだけでなく、子どもたちが学習できる場につないで行けるような仕組みづくりに取り組んでいます。	不要
			計画事業	25	としま未来塾	放課後対策課	コミュニティ・スクールを中心とした地域人材の活用により、学習支援が必要な子どもに学習機会を提供し、学力の定着や高等学校等への進学に繋がります。	様々な事情等により学習習慣が十分に身に付いていない、学習の仕方が分からない生徒の学習をタブレット型PCを活用して支援し、学力の定着や希望する高等学校等への進学に繋がるよう支援を図ります。	地域人材を活用し、希望する生徒を対象に支援を行う。	－	コミュニティ・スクールを中心とした地域人材を活用し、中学校8校の希望する生徒を対象に支援を行う。	－	地域人材を活用し、中学校8校の希望する生徒を対象に支援を行った。	A	放課後対策課へ事業を移管	中学校8校の生徒を対象として区内3か所で実施 年33日（130回） 夏季休業中の平日3日（6回） 延べ参加者数455人 【中学校8校の生徒を対象】	教育センターは毎週、他東西の2か所は隔週にて実施した。英語の集中イベントや年度末のとしま土曜部活に特別出演するなど、自己表現、自己発揮の機会をつくることができた。	A	定例の土曜日教室3か所に加え、平日の開催を検討 学習面とサードプレイスを兼ね備えた事業として広く周知し、中学生にとって使いやすい放課後の居場所として検討を進める。	令和5年度より指導課より放課後対策課に変更 R6年度より、目標値の見直し ・実施回数 ・延べ参加者数 目標値の設定が無かったため	
			計画事業	26	小・中学校補習支援チューター事業	指導課	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援します。	各学校が放課後や長期休業期間に実施している補習授業を支援するため、大学生等を補習支援チューターとして配置します。	各学校に大学生等を補習支援チューターとして配置する校数	－	各学校に大学生等を補習支援チューターとして配置する校数	数値維持継続型	大学生等を補習支援チューターとして配置した。 【小学校年間60時間、中学校年間90時間】	小学校 年間349時間（16時間/校） 中学校 年間335時間（42時間/校） 配置した。	B	今後も活用を継続する。	大学生等を補習支援チューターとして配置した。 【小学校年間60時間、中学校年間90時間】	小学校 年間349時間（16時間/校） 中学校 年間335時間（42時間/校） 配置した。	B	今後も活用を継続する。	
			計画事業	27	ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	子育て支援課	ひとり親世帯の子どもたちの学力向上のみならず、世帯の生活向上につなげます。	ひとり親世帯等の子どもに対し、継続的に利用できる学習会を実施し、学習指導、進路、将来の希望等に関する助言、不安・悩みの相談に応じます。また、ひとり親相談員との連携により保護者・家庭等に関する生活支援を行います。	高校への進学率100%	－	100%	数値維持継続型	100%【100%】	コロナの影響を最小限にすべく週2回の開催を定着させた。教室参加が困難な子にはリモート授業また補習のためのYouTube配信も試験的にとりいれ学習の機会を増やした。進路希望に合わせた親面接も行い、ひとり親支援の紹介も行った。	A	週2回開催を標準化し、参加の機会を拡大する。教室の中でもできるだけ少人数の個別対応ができる体制で行う。外部試験（模試）を積極的に取り入れ高校入試に対応する。親とも伴走し必要な支援を提供していく。	100%【100%】	週2回開催を標準化し、参加の機会を拡大。どちらにも自由に参加でき個別対応ができる体制を確立させた。外部試験（模試、漢検、英検）を取り入れ高校入試に役立てた。ひとり親の就学に対する支援を中心に積極的なかわりを持てるよう努めた。	A	ひとり親の支援対象にあった所得額の制限を撤廃し、参加者の拡大を図る。学習はもとより様々な課題解決に向け、支援を行えるより良い体制を作る。安定した居場所としていきたい。	
			計画事業	28	としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」	福祉総務課	毎月の定例会において、子ども達の学習指導における情報共有と意見交換を実施することで、効果的な支援を実施します。	地域で活動する無料学習支援団体をネットワーク化し、としま子ども学習支援ネットワーク「とこネット」を設立。共通する課題及び効率的な運営のノウハウを共有する場を設けるとともに活動を支援します。	とこネット定例会の開催数	－	12回	数値維持継続型	12回【12回】	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、基本的にはZOOMを利用して開催した。感染状況が落ち着いた時期も効率面を重視し、引き続きオンラインにて開催している。	A	必要に応じてZOOMなどを利用しながら、情報交換及び意見交換の場を維持していく。	12回【12回】	感染状況は落ち着いたが、効率面等を重視し引き続きオンラインにて開催している。	B	必要に応じてZOOMなどを利用しながら、情報交換及び意見交換の場を維持していく。	

【評価区分】 A…目標に大きく資する取組ができた B…目標に資する取組ができた C…目標に資する取組が不十分であった D…未実施

具体的な取組			事業の概要						目標管理												目標値（令和6年度）見直し
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度				
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度 の取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度 の取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※
（4）子どもの権利侵害の防止及び相談・救済																					
①児童虐待防止対策・いじめ防止対策	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。	重点事業	29	子ども虐待防止ネットワーク	子ども家庭支援センター	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	①虐待防止ネットワーク研修開催数 ②出張講座開催数	①2回 ②15回	①ー ①【2回（毎年度回数を維持）】 ②40回 ②【30回】	①数値維持継続型 ②数値上昇型	①2回【2回】 ②44回【40回】	国の重点支援である「ヤングケアラー」の研修・豊島区児童相談所開設に際し「豊島区児童相談所の概要・区児童相談所開設後の子ども家庭支援センターの役割」について研修を開催した。出張講座はコロナ禍も継続して開催した。	A	引き続き、関係機関に児童虐待予防の取り組みを周知し、虐待の早期発見、早期対応につなげる。区民向けや子ども向けの講座も検討する。ヤングケアラーの周知についても継続する。	①2回【2回】（100%） ②43回【40回】（107.5%）	関係機関に児童虐待予防の取り組みを周知し、虐待の早期発見、早期対応につなげた。ヤングケアラーの周知については、依頼のあった保育園やジャンプで実施しました。	A	関係機関への出張講座を引き続き実施し、児童虐待の防止と早期発見早期対応につなげる。ヤングケアラーの周知についてマニュアル、映像等を教材とした職員研修を実施する。	①不要 ②必要 40回 ②関係機関の関心も高く、既に目標値を達成しているため ②が不要に変更
			重点事業	30	いじめ防止対策推進事業	指導課	児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの発生防止や早期発見のための取組を推進します。	①学識経験者、保護者・学校・地域・関係機関からなるいじめ問題対策委員会を開催します。 ②必要に応じ、学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会を開催します。 ③児童・生徒に対していじめ実態調査を年3回実施し、定期的な実態把握を行います。 ④心理検査を実施し、個々の行動面や心情面から分析を行うとともに、職層に応じた教員研修を毎年実施し、いじめの早期発見に役立てます。 ※令和2年度より事業内容一部変更	①いじめの解消率 ②いじめ防止のための教員研修の実施	①小学校 93.5% 中学校 90.2% ②職層に応じ年3回実施	①小学校 100% 中学校 100% ②職層に応じ年3回実施	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①小学校80.0% 中学校90.9%【100%】（80%） ②職層に応じ年3回実施【年3回】（100%）	・心理検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施した。 学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ防止対策委員会の開催【年3回】をした。 ・学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催【年1回】をした。 ・教員研修の実施（3回）をした。 ・「校内心のケア委員会」を全校に設置、アンケートに基づき教職員による全児童・生徒との面談実施（3回）をした。	B	学校経営や学級経営の根本として、年度当初から、全教職員の共通の意識を高め、いじめを、「しない させない 見逃さない」体制づくりを推進する。令和4年度に作成したいじめ防止取組連携推進【デジタル版】の電子データを活用し、子どもスクップをはじめ、家庭・地域、関係機関と学校が一体的にいじめ対策を推進する協力体制を強化する。	①小学校80.0% 中学校90.9%【100%】（80%） ②職層に応じ年3回実施【年3回】（100%）	・心理検査を区立小学校3年生～区立中学校3年生を対象に年2回実施した。 ・学識経験者、保護者、学校、地域、関係機関からなるいじめ防止対策委員会の開催【年3回】をした。 ・学識経験者、弁護士、心理士、福祉の専門知識を有する者等で構成するいじめ調査委員会の開催【年1回】をした。 ・教員研修の実施（3回）をした。 ・「校内心のケア委員会」を全校に設置、アンケートに基づき教職員による全児童・生徒との面談実施（3回）をした。	B	学校経営や学級経営の根本として、年度当初から、全教職員の共通の意識を高め、いじめを、「しない させない 見逃さない」体制づくりを推進する。令和4年度に作成したいじめ防止取組連携推進【デジタル版】の電子データ及び令和5年度に作成したいめ防止取組連携推進表を活用し、子どもスクップをはじめ、家庭・地域、関係機関と学校が一体的にいじめ対策を推進する協力体制を強化する。	不要
			新規事業	新規	子どもに関わる職にある者のサービスの徹底	指導課	子どもたちが安心して学習・生活に取り組めるために、子どもに関わる職にある者の日常的な縦紀粛正を図る。	導課長から「服務ニュースレターメール」を学校管理職、教員にとどまらず、放課後対策事業等、児童生徒に関わる人員を含めて定期的に配信する。	サービス事故の発生を防止する。	ー	0件	①数値維持継続型	2件【0件】	学校で学期ごとに研修を実施した。	B	研修とともに、サービス事故防止に向けた意識啓発を図る。	2件【0件】	初任者研修において、サービス事故防止をテーマに研修を行った。学校で学期ごとに研修を実施した。	B	研修とともに、サービス事故防止に向けた意識啓発を図る。	
			計画事業	31	児童虐待防止の普及・啓発	子ども家庭支援センター	児童虐待に関する知識を広く周知し、地域の中での気づきから早期発見につなげます。	児童虐待防止に関する区民への理解促進等を図るため、区民向け講演会や出前講座、児童虐待防止推進月間における児童虐待防止キャンペーン活動など、普及・啓発活動を実施します。	区民講演会参加人数	ー	85名	数値維持継続型	137名【100名】	区制90周年事業として拡大開催した。「もがれた翼」の過去作品上映と～地域で見守る～地域で支える子育て～を題材にパネルディスカッションを実施した。	A	引き続き、児童虐待防止に関するテーマで年1回区民向け講演会を実施し、理解促進を図る。	120名【100名】	企業と共催で「ネットゲームが子どもたちの心と体にもたらす影響」という内容で実施。親子での参加が複数見られた。	A	引き続き、児童虐待防止に関するテーマで年1回区民向け講演会を実施し、理解促進を図る。	
			計画事業	32	こんにちは赤ちゃん事業	健康推進課 長崎健康相談所	育児の不安を解消するとともに、把握された要支援の家庭に適切な支援を行い、虐待の未然防止と早期発見に努めます。虐待の未然防止と早期発見に努めます。	産婦及び生後4か月までの乳児を対象に保健師や助産師が家庭を全戸訪問し、母子及び家族の保健指導や、子育て情報の提供を行います。	訪問率	ー	100.0%	数値維持継続型	92.6%【100%】	赤ちゃん訪問（新生児訪問及び乳児全戸訪問）を実施し、育児不安への対応、子育てに関する情報提供を実施するとともに、必要に応じて関係機関と連携しました。生後2か月を過ぎても出生通知票を未提出の家庭については、勧奨文を送付して訪問率の向上を目指しています。	B	赤ちゃん訪問を継続して実施し、育児不安を軽減するとともに、関係機関と連携しながら切れ目のない支援をおこなうことにより、虐待の未然防止と早期発見に努め、子どもが心身ともに健やかに育つことを支援します。	96.2%【100%】	赤ちゃん訪問（新生児訪問及び乳児全戸訪問）を実施し、育児不安への対応、子育てに関する情報提供を実施して子育て応援ギフト（電子クーポン）を配布するとともに、必要に応じて関係機関と連携しました。生後2か月を過ぎても出生通知票を未提出の家庭については、勧奨文を送付して訪問率の向上を目指しています。	B	赤ちゃん訪問を継続して実施し、育児不安を軽減するとともに、必要に応じて妊娠期から関係機関と連携しながら切れ目のない支援をおこなうことにより、虐待の未然防止と早期発見に努め、子どもが心身ともに健やかに育つことを支援します。	
			計画事業	33	子育て訪問相談事業	子ども家庭支援センター	親子の孤立化防止のために訪問し、必要な支援を提供し、児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	支援施設に出向くことが困難な保護者からの相談依頼や関係機関からの情報提供を受けて、子ども家庭支援センターの相談員が自宅を訪問し、アドバイスや各種子育て支援サービスの紹介等を行います。また、子どもの1歳の誕生日にあわせて家庭を訪問し、子育てに関する悩みを聴き、助言を行うとともに、絵本をプレゼントします。	訪問件数	ー	4,000件	数値上昇型	3,910件【3,900件】	R4年度は、さらに訪問相談担当者を増員し、様々な相談に対応できる体制を構築した。	A	引き続き、関係機関との連携をとりながら訪問相談の要望に丁寧に答えていく。	4,091件【4,000件】	関係機関との連携を強化し取り組んだ。	A	引き続き、関係機関との連携をとりながら訪問相談の要望に丁寧に答えていく。	
			計画事業	34	母子一休型ショートケア事業（ひとり親家庭支援事業）	子育て支援課	要支援家庭の母子を見守り、心身の健康回復により児童虐待防止を図ります。	見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。これにより要支援家庭の養育状況の把握を容易にし、母子の心身の健康回復を促すことで、児童虐待防止を図ります。	母子一休型ショートケアの延利用日数	ー	100日	数値維持継続型	88日【100日】	保健師や子どもの権利グループ、NPO法人等の相談から繋がる形で特定妊婦、要支援家庭の母子については、特に子の安全に対する配慮に重点をおき、子の面接（意志表明のできる年齢）を行い、子の意見を処遇に反映させた。	B	引き続き、特定妊婦の産前産後の見まもりを含め、要支援家庭の発見から、今後も支援が必要な家庭には母子生活支援施設の利用を視野に入れていく。	92日【100】	保健師や子ども家庭支援センター、NPO法人等の相談から繋がる特定妊婦の利用を動めた。また要支援家庭、夫婦間の不和の母子についての利用もおこなった。要支援家庭の母子については、特に子の安全に対する配慮に重点を置き、親と離れた面接を（意志表明のできる年齢）を行い、子の意見を積極的にとり入れた。	A	引き続き、特定妊婦の産前産後の見まもりを含め、要支援家庭の発見から、今後も支援が必要な家庭には母子生活支援施設の利用を視野に入れていく。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度				目標値（令和6年度）見直し
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度の取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※
①児童虐待防止対策・いじめ防止対策	児童虐待やいじめの未然防止と早期発見に努めます。	児童虐待防止に関する普及啓発や親子の孤立化防止・子育て力向上の取組を推進します。いじめ問題の解決に、地域全体で連携して取り組みます。	計画事業	35	家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業	子育て支援課	様々な理由から公的な支援の「隙間」にある家庭に寄り添う地域活動を支援し、家庭の孤立や児童虐待の未然防止と早期発見に努めます。	親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内でホームスタート事業（未就学児のいる家庭を訪問し、親の悩みなどの傾聴と、家事育児などの協働を行うボランティア活動）を行う団体に対して、活動経費の助成を行います。	助成団体数	－	1団体	数値維持継続型	1団体【1団体】（100%）	事業助成の公募を行い、応募団体の申請内容を審査・交付決定し、当該団体のホームビジター養成や訪問事業実施等の費用助成を行った。	B	引き続き、公募および助成を行い、地域におけるホームスタート事業の定着を支援する。	1団体【1団体】	事業助成の公募を行い、応募団体の申請内容を審査・交付決定し、当該団体のホームビジター養成や訪問事業実施等の費用助成を行った。	B	引き続き、公募および助成を行い、地域におけるホームスタート事業の定着を支援するとともに、既存事業との連携を図っていく。	見直し後の理由（L）※重点事業のみ※
			計画事業	36	スクールカウンセラー事業	指導課 教育センター	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。	都立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などの未然防止と早期発見に努めます。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。	配置校数（全小中学校30校）	－	30校	数値維持継続型	30校【30校】	東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。	A	今後も配置の維持を東京都に依頼をする。	指導課 30校【30校】 教育センター 3園【3園】	指導課 東京都からのスクールカウンセラーを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。 教育センター スクールカウンセラーが区立幼稚園を巡回し、子どもの課題や困り感への対応について教職員等へ助言を行った。	A	指導課 今後も配置の維持を東京都に依頼をする。 教育センター 区立幼稚園における巡回相談を継続する。	
			計画事業	37	スクールソーシャルワーカー活用事業	教育センター	学校と連携し、児童虐待やいじめを受けている児童・生徒を早期に発見し、関係機関と連携し支援を行います。	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アウトリーチ（訪問型の支援）を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	（全小中学校30校）	－	30校	数値維持継続型	30校【30校】（100%）	従来の派遣型に加え、令和4年10月より3名増員し、新たに全校毎週3時間の学校配置型事業を開始、学校と協働し、不登校、いじめ、虐待等の未然防止、早期発見機能を強化。学校との距離感が縮まり、随時の情報共有が可能となった。	A	・学校配置型事業を更に充実させる ・スーパーバイズ機能を活用し、増え続ける不登校児童生徒に対し、各ワーカーが適切に対応できる資質・能力を磨いていく ・SSW活用ガイドブックを作成し、各学校への周知を進めていく	30校【30校】（100%）	・SSW8名体制を取り、学校配置型事業を充実させ、間1,050回（30校×3時間×35回）巡回し、早期発見、未然予防につなげた。 ・ワーカーの資質向上の為に、スーパーバイザーによるスーパーバイズを年間358時間実施した。 ・SSW活用について、各学校への周知を進めた。	A	・令和6年4月より中学校3校に区独自で不登校対策支援員を配置し、学校内の別室での指導を開始。 ・中学校区（中学校及び隣接する小学校）に配置することで、小学校段階から不登校傾向の児童を把握し、継続的な支援を行う。職員室にスクールソーシャルワーカーがいることで、教職員との情報共有がスムーズになり、学校だけでは対応しきれないケースに応じて、医療や福祉などの専門機関へとつなげる。	
②相談・救済体制の整備	虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。	重点事業	38	「子どもの権利擁護センター(仮称)」の設置	子ども若者課	子どもの権利侵害を予防、救済します。	虐待やいじめ、不登校、ひきこもり、多様な性自認・性的指向の人々、外国人など、子ども自身からの相談に応じるために、子どもの権利擁護委員会を配置した子どもの権利擁護センターを設置・運営します。	①設置 ②相談件数	①設置に向けて検討中 ②設置に向けて検討中	①令和4年度中に開設【①令和3年度中に開設】 ②－【②50件】	①－ ②数値上昇型	①設置に向け検討【令和5年度中に開設】	「子どもの権利委員会」を全4回実施し、令和5年9月に「としま子どもの権利相談室」を設置する方向で進めていくこととなった。また、子どもの権利に関する相談窓口として子どもの権利相談員を令和5年度に設置することが決定した。	A	令和5年9月開設に向けて、拠点整備、相談室の運営方法や他の機関等の連携方法等を整備し、周知を図る。また、開設後は、相談室で相談を受けるほか、アウトリーチ型の相談を進める。	令和5年度中の開設	関係機関と調整し、千登世橋教育文化センター内に令和5年9月に開設した。また、相談室で相談を受けるほか、子どもスキャップや中高生センタージャンプでのアウトリーチ活動を行った。	A	引き続き、関係機関等の連携方法を整備しながら、相談を進めていく。また、相談室の愛称を小・中学生から募るとともに、相談室の周知を図る。	①必要 ②不要 ①令和5年度中に開設 ①区の財政等や検討状況を踏まえ、開設年度を見直す。
			重点事業	39	子どもの権利擁護委員相談事業	子ども若者課 センター	子どもの権利侵害の相談に応じ子どもの救済、権利回復を図ります。	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関わる調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	権利侵害に関わる活動件数	5件	20件【10件】	数値上昇型	55件【20件】	ジャンプでの巡回相談や個別相談を実施した。	A	権利擁護センター（仮称）の設置に合わせて子ども若者課へ主管移行する。	28件【25件】	令和5年9月に「としま子どもの権利相談室」を開設し、個別相談に対応するほか、ジャンプでの巡回相談を実施した。	A	引き続き、個別相談・巡回相談を実施するとともに、「としま子どもの権利相談室」の活動報告書を作成し、広く活動を周知していく。	必要 20件 中高生の権利侵害に関わる相談への関心が高まっているため。
			計画事業	40	児童相談所の設置・運営	児童相談課	児童相談所を設置し、児童虐待に迅速・確実に対応する体制を実現します。	児童相談所を設置し、養護相談、育成相談、障害相談、非行相談、里親に関する相談など、子どもに関する専門的な相談を受け付け助言を行うほか、必要に応じて専門機関へ繋ぎます。また、緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察や短期入所指導を行う場合に、一時保護を行います。	－	－	－	－	東京都より業務の引継ぎ、文書の移管、その他各種協定書の締結を実施しました。 警視庁及び区内警察署と協定及び覚書を締結するとともに、子ども家庭支援センター及び長崎健康相談所との3機関連携会議を実施し複合施設としての支援機能強化を進めました。 一時保護所においては、子どもの権利ノートや目安箱により、子どもの権利擁護の取組みを進めました。	A	児童福祉法の改正に伴い、新たに制定される一時保護所の設備及び運営基準に適切に対応するとともに、子どもの権利擁護の更なる推進のため、意見聴取の仕組みや第三者評価の導入に向けた検討を行います。	－	虐待相談及び困難ケースへの対応力向上のため、都区主催の専門研修受講を奨励するとともに、所内監督職による所内研修・OJTを、5年度に新規策定した「ケース対応の危機管理マニュアル」も活用しながら実施した。児童福祉法改正に伴い、R6年度4月から実施する子どもの意見聴取事務の対応に向け、事務フローや入力用シートを整備した。 R6年度4月から実施される措置費支払事務の一元化組織の設置に向け、予算措置や業務整理を実施した。	A	豊島区児童相談所の職員研修計画に基づき、引き続き高度な専門性を備えた職員の人材育成に取り組む。児童相談所業務のICT化による業務効率化により、職員の負担軽減を図る。 R7年度より開始する一時保護時の司法審査業務に対応するため、弁護士との連携体制や、職員体制等を検討する。		

具体的な取組			事業の概要						目標管理												目標値（令和6年度）見直し	
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度					
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度の取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	見直しの要否と見直し後の目標値と見直した理由（L）※重点事業のみ※	
②相談・救済体制の整備		虐待やいじめを受けた子どもの相談・救済を図ります。	子どもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けた子どもの保護を行います。	計画事業	41	人権擁護委員相談事業	区民相談課	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施します。	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、子ども対象とした電話相談を、24時間・365日実施します。	人権擁護委員が、電話相談を24時間受け付けます。	－	－	－	13件（作成者：人権相談の結果は件数しか区に報告されないため、相談者が子どもかどうか不明。）	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。（相談件数は全13件）	A	引き続き電話相談は継続し、対面相談の再開準備をする。	17件（電話9件、対面8件）…作成者：人権相談の結果は件数しか区に報告されないため、相談者が子どもかどうか不明。	人権擁護委員が、電話相談を24時間・365日実施しました。（相談件数は9件）。令和5年8月より毎月第2・4木曜日に対面による人権相談を再開（相談件数は8件）	A	24時間体制の電話相談と対面相談を実施していく。	
				計画事業	42	子ども若者総合相談事業（アシスとしま）	子ども若者課	子どもの相談へのハードルを下げ、気軽に相談体験することで将来の重篤化を予防します。	学校や就労、家族関係など様々な困難を有する子ども・若者やその家族からの相談を受け付ける総合相談窓口の運営や、アウトリーチによる相談を実施しています。相談を受け、個々の状況に合わせた支援を実施します。また、関係機関や地域と連携し、必要な支援へ繋がっていきます。	登録相談者数	－	250人	数値上昇型	349人【350人】	公立小中学校に貸与しているタブレットパソコンからメッセージツールが浸透し、相談件数が増加した。また、令和4年10月よりアシス公式KINEの運用が始まり、相談予約や情報提供を行っている。	B	タブレットパソコンからのメッセージによる予防的支援を継続するとともに、他機関との連携体制を強化していく。また、LINEの周知や、情報発信により相談しやすい体制作りに努める。	441人【350人】	1学期、区立小中学生全員に「アシスとしま」チラシを配布した。また卒業時には、小6、中3生にアシスカードを配布して啓発した。前年の相談人数を92人上回る結果となった。	B	タブレットパソコンからのメッセージ（アシスとおはなし）による予防的支援を継続するとともに、他機関との連携体制を強化していく。また、LINEの周知や、情報発信により相談しやすい体制作りに努める。	
				計画事業	43	子どもに関する相談事業	子ども家庭支援センター	東西子ども家庭支援センターを中心に子どもに関するあらゆる相談を受け、迅速に対応・支援します。	0～18歳の子どものとその家族のあらゆる相談を面接、電話、Eメールなどで受けています。	機関連携数	－	500件	数値上昇型	438件【400件】	保健所、保育園等関係機関と連携しながら、ケース対応し支援にあたった。	A	児童相談所も開設され、更に他機関との連携は密になることが予想される。今後も切れ目のない、適切な支援を行う。	553件【480件】	3機関連携会議を活用しつつ保健所、保育園等関係機関と連携し、ケース対応し支援にあたった。	A	3機関連携会議を活用しさらに他機関との連携を図り虐待の予防に努める。	
				計画事業	44	子どもからの専用電話相談	子ども家庭支援センター	フリーダイヤルで相談できることを周知し、子どもからの相談を受けける環境を整備することで、子どもの相談・救済を図ります。	18歳までの子どもを対象に、友だちや家族に関することなど様々な悩みや心配事について、子ども専用のフリーダイヤルでの電話相談を行っています。	子どもからのフリーダイヤルでの電話相談件数	－	4件	数値上昇型	6件【3件】	令和5年2月児童相談所開設後に相談カードを区立小4～中3と区内施設へ配布し周知した。	B	令和5年7月にSOSカードを再度配布する予定である。普及啓発を継続する。	26件【3件】	キャラクターを活用したSOSカードの配付、子どもの権利相談室開設に併せフリーダイヤルの周知をしたことで、相談電話件数が増加した。	A	SOSカードの配付に加え、多様な媒体、機会を捉えフリーダイヤルの普及に努める。	
				計画事業	45	子ども家庭女性相談事業	子育て支援課	DV被害者、ひとり親等の安定した生活が送れるよう自立支援を行います。	配偶者の暴力から逃げてきた被害者を一時保護し、安定した生活が送れるようにします。他部署と連携して女性や子どもの権利を守るため、ひとり親家庭及び女性に対する相談・指導、援助を行います。	相談件数	－	14,000件	数値上昇型	11,358件【12,000件】	DV被害者の相談、一時保護、女性の相談、ひとり親相談に加え、コロナ禍におけるひとり親家庭に対する食料支援を引き続き2回実施した。	B	あらゆる機会をとらえ相談につなげ、自立に向けて寄り添った支援を行う。相談につながる場をできるだけ多く設ける。	10,442件【12,000件】	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施した。外国人、若年の妊娠などに対応する相談員ガイドを作成し、情報経験の蓄積を図る。	B	結婚、妊娠、夫の暴力、離婚などあらゆる場面で困難な状況に陥っている女性を対象に必要な相談、助言、保護及び関係機関窓口への紹介を実施した。外国人、若年の妊娠などに対応する相談員ガイドを作成し、情報経験の蓄積を図る。	

目標2「子どもを安心して産み育てるための支援を促進する」

（1）子どもや家庭への医療・健康促進

①妊娠期からの切れ目ない支援	妊娠期から出産後まで、相談・支援体制の充実を図ります。	妊娠・出産の不安軽減や、子どもや保護者の状況に応じて切れ目なく支援を行います。	重点事業	46	ゆりかご・としま事業	健康推進課 長崎健康相談所 子育て支援課	妊婦、乳幼児、保護者の心身の健康の保持、増進に努めるとともに、家庭の孤立化を防ぐなど、健全な育児環境の確保を図ります。	妊娠中から出産・子育てに関する様々な不安を軽減し、必要な支援を行うため、「ゆりかご面接（妊娠中の体や心、赤ちゃんを迎える準備等の相談）」と「おめでとう面接（初めての子育て、赤ちゃんとの接し方等の相談）」を実施するとともに、ゆりかご応援グッズや誕生お祝い品を配付します。	①ゆりかご面接実施率 ②おめでとう面接実施率	①58.8% ②72.6%	R5年度より ①68% →90%に変更 【①70.0%】 ②74% 【②80.0%】	①数値上昇型 ②数値上昇型	健康推進課 ①「ゆりかご面接」を実施し、妊娠・出産の不安に対応するとともに子育てへの見とおしができるように情報提供をおこないました。面接後にゆりかご応援グッズを配付しました。 子育て支援課 ②「おめでとう面接」においては、コロナ禍への対応として、令和3年度に引き続き、電話での受付や対応期間の概ね1歳3か月までの延長を継続した。（令和4年度で対応終了）	A	健康推進課 ①「ゆりかご面接」を継続して実施し、妊娠期からの健康支援と切れ目のない支援の充実を図ります。 子育て支援課 ②「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」により、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を継続し、出産や育児に対する不安・負担軽減や専門機関への連携を確実に行う。	健康推進課 ①89.7% 【68%】 達成度131.9% 子育て支援課 ②67.5% 【74%】 達成度91.2%	健康推進課 ①「ゆりかご面接」を実施し、妊娠・出産の不安に対応するとともに子育てでの見通しが立てられるように情報提供を行ないました。面接後にゆりかご応援グッズと出産応援ギフト（電子クーポン）を配付しました。 子育て支援課 ②「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」により、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を継続し、傾聴により出産や育児に対する不安・負担軽減するとともに、必要に応じて専門機関への連携を実施しました。	A	健康推進課 ①「ゆりかご面接」を継続して実施し、妊娠期からの健康支援と切れ目のない支援の充実を図ります。 子育て支援課 ②「ゆりかご面接」と「おめでとう面接」により、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を継続し、傾聴により出産や育児に対する不安・負担軽減するとともに、必要に応じて専門機関への連携を行います。	必要 ①90.0% 令和5年3月より、出産・子育て応援事業を開始し、ゆりかご面接（相談支援）とともに経済的支援を開始したため修正しました。 ②見直し不要	
			計画事業	47	妊婦健康診査	健康推進課 長崎健康相談所	出産にかかる経済的負担を軽減し、妊婦が安心して出産できるように支援を行います。	妊婦の健康保持増進を図るため、1回の妊娠につき妊婦健康診査受診票（14枚）・超音波受診票・子宮頸がん検診受診票を交付し、健診の公費助成を実施します。	初回検査実施率	—	95.0%	数値維持継続型	95.2% 【95%】	転入者も含めすべての妊婦が健診を実施できるように受診票を交付した。	B	従来の妊婦健診受診票等交付に加えて超音波検査の費用助成を従来の1回から4回へ拡充する。	92.7% 【95%】	転入者も含めすべての妊婦が健診を実施できるように受診票を交付しました。	B	多胎妊婦に対する追加5回分の妊婦健診受診費用、及び低所得の妊婦の初回産科受診料（産科医療機関において実施する妊婦の判定に要する費用）の償還払いを開始します。	
			計画事業	48	妊産婦歯科健康診査事業	健康推進課	妊産婦の口腔衛生の向上、安全な出産乳幼児の健やかな発育のため、歯科健診を通じかかりつけ歯科医をもつことを啓発します。	妊娠中から産後または妊娠終了後1年以内の女性を対象に、1回の妊娠につき、1回の歯科健診及び保健指導を実施し、妊産婦と子どもの口腔の健康を推進します。	受診率（38%）	—	受診率40%	数値維持継続型	41.0% 【43%】	乳児健診事業での啓発のチラシを配布した。	B	今後も妊産婦とその子の歯と口の健康のため継続して実施する。	40.3% 【43%】	妊娠届をされた妊婦に受診票を送付しています。乳児健診事業での啓発チラシを配布を実施しました。	B	今後も妊産婦とその子の歯と口の健康のため継続して実施します。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業 分類	事業 No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【】内は当 初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度				目標値（令和6年度）見直し
													令和4年度実績 【】内は令和4年度 目標値 達成率（%） （m）	事業目標に資する令和4年度 の取組み内容（n）	主管課 評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性 （p）	令和5年度実績 【】内は令和5年度目 標値 達成率（%） （q）	事業目標に資する令和5年度 の取組み内容（r）	主管課 評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）	
①妊娠期からの 切れ目ない支援	妊娠期から出産 後まで、相談・支 援体制の充実を 図ります。	妊娠・出産の不 安軽減や、子ども や保護者の状況 に応じて切れ目な く支援を行います。 す。	計画事業	49	妊産婦・乳幼児保 健指導事業	健康推進課 長崎健康相談 所	経済的負担を軽 減し、すべての妊 産婦や乳幼児が 健診を受けられ るよう支援を行 います。	経済的理由により保健指導（定期 健診）を受け難い妊産婦・乳幼児 に保健指導票を交付し、指定医療 機関において保健指導を実施しま す。	保健指導票発行 率	－	100%	数値維持継続型	100% 【100%】	健診が必要な全ての妊産婦や乳 幼児に受診票を発行した。	A	継続して実施する。	100% 【100%】	健診が必要な全ての妊産婦や乳 幼児に受診票を発行しました。	A	継続して実施します。	
			計画事業	50	産後ケア事業	健康推進課 長崎健康相談 所	育児に関する負 担を軽減し、安心 して育児に取り組 めるよう支援しま す。	産後において家族等から十分な家 事、育児等の援助が受けられず、育 児不安等が認められる産後4か月未 満の母子に対して、助産師等による 心身のケア、育児の支援その他母子 の健康及び増進に必要な支援を行 います。	利用延べ日数	－	470日	数値維持継続型	606日 【470日】	委託による宿泊型の産後ケア事 業にて、助産師等による心身のケ ア、育児の支援、母子の健康増 進に必要な支援を提供しました。	A	産後ケア事業を継続して実施し、助 産師等による専門的な支援を受けるこ とにより、母子の健康を増進するとも に、育児不安の軽減を図ります。	806日 【470日】	委託による宿泊型の産後ケア事 業にて、助産師等による心身のケ ア、育児の支援、母子の健康増 進に必要な支援を提供しました。	A	新たに通所型を加えて継続実施し、助 産師等による専門的な支援により母子 の健康を増進するとともに、育児不安 の軽減を図ります。	
			計画事業	51	育児支援ヘルパー 事業	子ども家庭支援 センター	育児支援ヘル パーの利用を勧め 出産、育児の負 担の軽減を目指 します。	保護者の体調不良やストレスのため に育児や家事に支障がある産前から 2歳未満の子どもを養育する家庭に 対し、育児支援ヘルパーを派遣し支 援を行います。ひとり親家庭は要件 が異なります。	育児支援ヘル パー派遣回数	－	3,500回	数値上昇型	3,536回 【4,000回】	出産、育児相談の際、育児支援 ヘルパーの利用方法を具体的に 提案した。 要支援家庭の利用計画を精査 したため減少した。	B	育児支援ヘルパーの具体的な利用方 法を引き続き周知に努め、有効な活 用を目指す。	3,863回 【3,800回】	出産、育児相談の際、育児支援 ヘルパーの利用方法を具体的に 提案した。 要支援家庭、ヤングケアラー家庭 の利用は計画に沿って効果的に すすめた。	A	育児支援ヘルパーの具体的な利用方 法について引き続き周知に努め、有効 な活用を目指す。	
			計画事業	52	としま育児サポーター	健康推進課	子育て家庭の健 康増進をはかると ともに、安心して 育児に取り組める よう支援します。	赤ちゃん訪問後も不安のある方へ助 産師が個別訪問し、3～4か月児 健診までのきめ細やかな支援を行 います。	訪問数	－	270人	数値維持継続型	436人 【270人】	赤ちゃん訪問などで把握された要 支援家庭について、育児サポー ター（助産師）による家庭訪問 を実施しました。	A	育児サポーターによる家庭訪問を継続 して実施し、育児不安の軽減を図りま す。	519人 【270人】	赤ちゃん訪問などで把握された要 支援家庭について、育児サポー ター（助産師）による家庭訪問 を実施しました。	A	育児サポーターによる家庭訪問を継続 して実施し、育児不安の軽減を図りま す。	
			計画事業	53	「もっと見る知る」	健康推進課 長崎健康相談 所	妊娠・子育て中の 記録を管理するこ とができ、必要な 情報を簡単に入 手することができる よう、支援体制の 充実を図ります。	結婚・妊娠・出産・子育て支援の情 報発信を行うアプリを導入し、双方 向性の支援を実施します。また、予 防接種スケジュール管理とお知らせ メールの自動配信を行います。 ※令和2年度より事業内容一部変 更	新規登録者数	－	各年度1,000件	数値維持継続型	1468件 【1000件】 （146,8%）	新しい事業の開始等を、プッシュ 通知により図った。	A	新規事業の開始通知等を漏らさないよ うに努める。	1,961件 【1,000件】	新しい事業の開始等を、プッシュ 通知により図りました。	A	新規事業の開始通知等を漏らさないよ うに努めます。	
			計画事業	54	ようこそ新米ママのひ ろば事業	健康推進課	子育て家庭の健 康増進をはかると ともに、安心して 育児に取り組める よう支援します。	生後4か月未満の乳児とその保護者 を対象に、乳児の成長と母体の健康 状態を確認し、育児に関する相談や メンテナンス体操を実施することによ り、育児不安の軽減と母親のリフレッ シュの機会を提供します。	実施回数	－	12回	数値維持継続型	12回 【12回】	4か月未満の母子の健康と子育て での相談を保健師・助産師・心 理士により、年間12回を実施 しました。	A	年間12回を継続して実施し、生後の 早い時期から、子育て家庭の健康増 進と育児への支援をおこないます。	12回 【12回】	4か月未満の母子の健康と子育て での相談を保健師・助産師・心 理士により、年間12回実施しま した。	A	年間12回を継続して実施し、生後の 早い時期から、子育て家庭の健康増 進と育児への支援を行います。	
			計画事業	55	豊島区特定不妊治 療費助成事業	健康推進課	すべての人が安心 して子どもを産み 育てられる社会を 目指し、不妊治 療をうける夫婦の 経済的負担の軽 減を図ります。	不妊治療を受ける夫婦等の経済的 負担の軽減を図るため、「東京都特 定不妊治療費助成事業」の承認を 受けている区民に対し、特定不妊治 療（体外受精及び顕微授精、男性 不妊治療）にかかった保険適用外 の治療費の一部を助成します。	助成件数	－	500件	数値上昇型	598 【500】 119.6%	都が助成決定に長期間（約6 か月）要していたため、豊島区へ の申請数は減少に至りませんでした。 。	B	東京都の助成事業が終了したことに伴 い、申請数は大幅に減少する見込み ですが、減少時期・減少幅については 東京都の助成決定状況によります。 。	66件 【500件】	「東京都特定不妊治療費助成事業」 の承認を受けている区民に対し、特 定不妊治療にかかった治療費の一 部を上乗せして助成 している事業で、東京都の事業は すでに終了しているため年度の 途中で大幅減となりました。	終了	「東京都特定不妊治療費助成事業」 の承認を受けている区民に対し、特 定不妊治療にかかった治療費の一 部を上乗せして助成している事業で 、東京都の事業はすでに終了してい るため5年度で終了しました。 。	必要 0 「東京都特定不妊治療費助成事業」 の承認を受けている区民に対し、 特定不妊治療にかかった治療費 の一部を上乗せして助成している事 業で、東京都の事業はすでに終了し ているため修正しました。
			計画事業	56	入院助産	子育て支援課	経済的に困難な 妊産婦の自立に つなげます。	入院して分娩する必要があるにもか かわらず、経済的にその費用を支払 うことが困難な妊産婦の方に、入院 費用の全部または一部を補助しま す。	利用者数	－	10件	数値維持継続型	4件 【10件】	病院からの情報提供があり、保 健師との連携があった。子どもの 権利グループとの連携、NPO団 体との連携もした。入院助産には ならない妊婦についての相談も 行った。	B	病院、保健師等の情報連携により迅 速に対応し、その後の母子への生活 支援も行う。NPO団体との連携を していく。	7件 【10件】	病院からの情報提供、保健師から の連携により居所がない等の困 窮若年女子の妊婦の相談が増 加。出産費用の支援だけではなく 児童相談所、NPO団体との連 携をしながら出産に向けての安全 確保を行った。	A	病院、保健師等の情報連携により迅 速に対応し、出産費用だけではなく 出産までの安全確保、その後の母子 への生活支援も行う。NPO団体との 連携も強化していく。	
			計画事業	32	こんにちは赤ちゃん 事業【再掲】	健康推進課 長崎健康相談 所	育児の不安を解 消するとともに、把 握された要支援の 家庭に適切な支 援を行い、虐待の 未然防止と早期 発見に努めます。 虐待の未然防止 と早期発見に努 めます。	産婦及び生後4か月までの乳児を対 象に保健師や助産師が家庭を全戸 訪問し、母子及び家族の保健指導 や、子育て情報の提供を行います。 。	訪問率	－	100.0%	数値維持継続型	92.6% 【100%】	赤ちゃん訪問（新生児訪問及び 乳児全戸訪問）を実施し、育児 不安への対応、子育てに関する 情報提供を実施するとともに、必 要に応じて関係機関と連携しま した。生後2か月を過ぎても出生 通知票を未提出の家庭について は、勧奨文を送付して訪問率の 向上を目指しています。	B	赤ちゃん訪問を継続して実施し、育 児不安を軽減するとともに、関係機 関と連携しました。生後2か月を 過ぎても出生通知票を未提出の家 庭については、勧奨文を送付して 訪問率の向上を目指しています。 。	96.2% 【100%】	赤ちゃん訪問（新生児訪問及び 乳児全戸訪問）を実施し、育児 不安への対応、子育てに関する 情報提供を実施するとともに、必 要に応じて関係機関と連携しま した。生後2か月を過ぎても出生 通知票を未提出の家庭について は、勧奨文を送付して訪問率の 向上を目指しています。 。	B	赤ちゃん訪問を継続して実施し、育 児不安を軽減するとともに、必要に 応じて妊娠期から関係機関と連携 しながら切れ目ない支援をおこな うことにより、虐待の未然防止と 早期発見に努め、子どもが心身 ともに健やかに育つことを支援 します。	
			新規事業	新規	外国語版母子手帳 交付事業	健康推進課	日本語の理解が 難しい外国人が 安心して子育て ができるよう支 援する。	妊娠届出時に希望により10か国 語版の母子手帳を交付している。 。	希望の言語の母 子手帳を交付す る	－	－	－	－	外国語版母子手帳を希望者全 員に交付した。昨年度に比べて 2.5倍ほど希望者が増加し た。	A	外国語版母子手帳の交付希望者 には引き続き全員に交付する。 。	－	外国語版母子手帳を希望者全 員に交付しました。日本語の母 子手帳との併用を希望する方 には、対訳版として可能な範囲 で外国語版も交付しました。 。	A	外国語版母子手帳の交付希望者 には引き続き全員に交付しま す。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【】内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度				目標値（令和6年度）見直し
													令和4年度実績【】内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度の取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【】内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	
②子どもの健康確保のための取組	乳幼児の健康な育ちを支える各種事業を推進します。	乳幼児向けの健康診断や休日診療、健康に関する悩み相談に対応する事業を行います。	重点事業	57	乳幼児健康診査	健康推進課 長崎健康相談所	乳幼児の健康状況を把握し、保護者の育児不安軽減や適切な育児環境となるよう支援します。	3～4か月児、6～7か月児、9～10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に医師、歯科医師の診察及び保健相談、栄養相談、歯科相談を行い、健康診査の結果異常が認められる児に精密健康診査を実施しています。 ※3～4か月児及び3歳児については保健所において集団的な健診を実施しています。	①乳児（3～4か月児）健診受診率 ②3歳児健診受診率	①93.5% ②92.2%	①— 【①97.0%】 ②95.0% 【②93.0%】	①数値上昇型 ②数値維持継続型	①94.3% 【95%】 ②97.4% 【95%】	新型コロナウイルス感染症の影響下でできる限り感染対策をしながらコロナ前と同様のスケジュールに戻して保健所での集団健診を実施した。	B	新型コロナウイルス感染症対策を解除し子どもの成長に合わせて適切な時期に健診を受診してもらうよう保護者に周知する。未来所の保護者にも動受通知を出す。	①96.7% 【95%】(99.7%) ②92.9% 【95%】(97.8%)	3～4か月児健診を年間48回、3歳児健診を年間36回、集団健診で実施しました。	B	引き続き、乳幼児の健康な育ちを支える各種事業を推進します。	不要
			計画事業	58	乳幼児歯科衛生相談事業	健康推進課 長崎健康相談所	むし歯がなく、正しい生活習慣を身につけた子を増やします。	乳幼児をむし歯から守るために、1歳児、2歳児、2歳6か月、3歳6か月から4歳未満までを対象に歯科健診、歯みがき指導、予防処置（フッ化物塗布）を行います。また、希望する保育園に対し、歯みがき指導を実施します。	①3歳児健診時のむし歯のない子 ②1歳児歯科健診受診率	—	①95% ②60%	①数値上昇型 ②数値維持継続型	①95.9%【95%】 ②61.5%【63%】	1歳児歯科健診年間24回、こども歯科（2歳児歯科）健診を年間46回実施した。	B	こどものむし歯予防のため、継続して実施する。	①95.8% 【96%】 ②63.5% 【63%】	1歳児歯科健診を年間24回、こども歯科（2歳児歯科）健診を年間46回実施しました。	B	こどものむし歯予防のため、継続して実施します。	
			計画事業	59	新生児聴覚検査事業	健康推進課 長崎健康相談所	全ての新生児が聴覚検査を受診しやすくし、早期発見、早期療育につなげます。	聴覚障害は早期発見と適切な治療・支援が行われることにより、音声言語の発達への影響を最小限に抑えられることができます。検査費用の一部公費助成により経済的負担を軽減することで、全ての新生児が聴覚検査を受診しやすくし、医療機関との連携により、早期発見、早期療育につなげます。	初回検査実施率	—	95%	数値維持継続型	87.5% 【95%】	妊娠届出時に新生児聴覚検査受診票を交付し、検査費用の一部助成を行った。また、必要に応じて精密健診票を発行した。	B	初回検査の実施率を向上させ、新生児聴覚検査の充実を図る。	91% 【95%】	妊娠届出時に新生児聴覚検査受診票を交付し、検査費用の一部助成を行いました。また、必要に応じて精密健診票を発行しました。	B	初回検査の実施率を向上させ、新生児聴覚検査の充実を図ります。	
			計画事業	60	乳幼児健康相談	健康推進課 長崎健康相談所	子育て家庭の健康増進をはかるとともに、安心して育児に取り組めるよう支援します。	身近な区の施設等を会場として、乳幼児を対象に身長、体重の計測と栄養相談、育児相談、歯科相談等を実施します。	実施回数	—	42回	数値維持継続型	48回 【42回】	区民ひろば等の6会場にて、乳幼児の身長、体重の計測と栄養相談、育児相談、歯科相談等を実施しました。	A	継続して実施し、乳幼児の健康増進を図るとともに、その家庭が安心して育児ができるように支援します。	48回 【42回】	区民ひろば等の6会場にて、乳幼児の身長、体重の計測と栄養相談、育児相談、歯科相談等を実施しました。	A	継続して実施し、乳幼児の健康増進を図るとともに、その家庭が安心して育児ができるように支援します。	
			計画事業	61	予防接種事業	保健予防課	感染症の重症化や死亡件数を抑え、集団感染による感染拡大を防止します。	ワクチンで予防できる感染症の重症化や死亡を防ぎ、集団感染による感染拡大を防止するための重要な施策です。定期予防接種の接種率向上と任意予防接種の推進を図ります。	接種率	—	94.0%	数値維持継続型	95.3% 【94%】	接種対象者へ予診票及び予防接種に関するお知らせを送出し、費用助成を行った。	A	継続して実施する。	86.4%	接種対象者へ予診票及び予防接種に関するお知らせを送出し、費用助成を行った。	B	継続して実施しつつ、SNSや電子申請等を活用する。	
			計画事業	62	先天性風しん症候群予防対策事業	保健予防課	胎児の先天性風しん症候群の発生を防止します。	胎児の先天性風しん症候群の発生を防止するため、妊娠を希望する女性や、妊娠を希望する女性または妊婦のパートナーや同居人を対象に風しん抗体検査費用の全額助成を行い、抗体価の低い対象者には、MR（麻しん・風しんワクチンを混合したワクチン）または風しん予防接種費用の全額助成を行います。	先天性風しん抗体検査実施件数	—	1,000人	数値維持継続型	632人 【1,000人】	妊娠・子育て世代対象に抗体検査を実施し、抗体値の低い方への予防接種を行うことで、先天性風しん症候群予防となっている。	B	継続して実施する。	1,020人 【1,000人】	妊娠・子育て世代対象に抗体検査を実施し、抗体値の低い方への予防接種を行うことで、先天性風しん症候群予防となっている。	A	継続して実施する。	
			計画事業	63	子どもの医療費助成事業	子育て支援課	子育て世帯の経済的負担を軽減し、児童の保健の向上につなげます。	中学校3年生までの子どもにかかる通院・入院の医療費（乳幼児は食事負担額を含む）の自己負担分を助成します。	—	—	—	—	—	東京都の実施方針に基づき、令和5年度から、対象年齢を中学校3年生から高校生相当年齢までに拡大することとなったため、新たに対象となる方の申請受付および医療証発行を行った。また、入院時食事負担金についても、令和5年度より、乳幼児のみから高校生相当年齢までに対象を拡大することとした。	A	令和5年度から拡大された内容を含めて、医療費助成事業を着実に実施する。	—	令和5年度に拡大された内容を含めて、医療費助成事業を実施した。	B	医療費助成事業自体に変更の予定はないが、健康保険証がマイナンバーカードに移行することに伴う医療証申請手続きの変更について周知を図る。	
			計画事業	64	休日診療事業	地域保健課	医療機関の休診が多い休日昼間及び土曜休日の準夜間における、救急・応急診療を確保します。	休日診療所において、内科・小児科・歯科の休日診療（昼間）並びに内科・小児科の休日及び土曜診療（準夜間）を実施します。	年間開設日数	—	年間開設日数 休日67日、土曜準夜49日	数値維持継続型	年間開設日数：休日73日、土曜準夜50日【年間開設日数：休日73日、土曜準夜51日】	休日・土曜準夜における応急・救急診療について全日程の窓口を確保し診療を行った。コロナ検査を開始した影響もあり、令和2、3年度に比べて受診者が増えた。	A	従前通り、医療機関の休診が多い休日昼間及び土曜休日の準夜間における、救急・応急診療を実施し区民のニーズに答える。	年間開設日数：休日74日、土曜準夜50日【年間開設日数：休日73日、土曜準夜50日】	休日・土曜準夜における応急・救急診療について全日程の窓口を確保し診療を行った。コロナの5類以降、インフルエンザの流行もあり、令和4年度に比べて受診者が増えた。	A	従前通り、医療機関の休診が多い休日昼間及び土曜休日の準夜間における、救急・応急診療を実施し区民のニーズに答える。	
			計画事業	65	平日準夜間小児初期救急診療事業	地域保健課	平日準夜間帯における、小児の救急診療の受け皿を確保します。	都立大塚病院内の「豊島文京平日準夜間こども救急」において、15歳以下の子どもを対象に、平日の準夜間（午後8時～11時）に週5日間、小児初期救急診療を実施します。	年間開設日数	—	年間開設日数 平日243日	数値維持継続型	年間開設日数：平日242日【年間開設日数：平日242日】	平日準夜間に小児初期救急の受け皿を予定通り確保し、実施できた。コロナ前に比べると患者は減っているが、令和3年度に比べて微増した。	A	従前通り、平日準夜間帯における小児初期救急診療の受け皿を確保し、区民のニーズに答える。	年間開設日数：平日242日【年間開設日数：平日242日】	平日準夜間に小児初期救急の受け皿を予定通り確保し、実施できた。インフルエンザ等の流行により、令和4年度に比べて受診者が増えた。	A	従前通り、平日準夜間帯における小児初期救急診療の受け皿を確保し、区民のニーズに答える。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業 分類	事業 No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現 状値（平成30 年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6 年度）【】内は当 初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度				目標値（令和6年度）見直し
													令和4年度実績 【】内は令和4年度 目標値 達成率（%） （m）	事業目標に資する令和4年度 の取組み内容（n）	主管課 評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性 （p）	令和5年度実績 【】内は令和5年度目 標値 達成率（%） （q）	事業目標に資する令和5年度 の取組み内容（r）	主管課 評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性 （t）	
②子どもの健康 確保のための取組	乳幼児の健康な 育ちを支える各種 事業を推進しま す。	乳幼児向けの健 康診断や休日診 療、健康に関す る悩み相談に対 応する事業を行いま す。	計画事業	66	こどものぜん息水泳 教室	地域保健課	ぜん息に負けない 体力づくりをする 機会の提供しま す。	気管支ぜん息等の診断を受けている 児童・生徒を対象に呼吸法等の訓 練により健康の維持、回復を図るこ とを目的に水泳教室を実施します。	実施回数	－	各年度20回	数値維持継続型	20回 【20回】	計画とおり事業を実施した。	B	従前通り事業を実施し、区民のニーズ に答える。	20回 【20回】	計画とおり事業を実施した。	B	インフルエンザの時期を回避し、水泳教 室の成果が効果的な実施期間となる よう、実施回数を17回に変更して実施 する。	見直し 後の目標値と見直し 理由（L） ※重点事業のみ※
			計画事業	67	子どものための禁煙 外来治療費助成事 業	地域保健課	胎児を含む子ども を受動喫煙による 健康被害から守り ます。	胎児を含む子どもを受動喫煙による 健康被害から守るため、妊婦本人及 び妊婦や18歳未満の子どもと同居 する者並びに20歳未満の喫煙者 が、区長が指定する医療機関におい て禁煙外来治療を完了した場合に 一定額を助成します。	①登録件数 ②助成件数	－	①10件 ②10件	①数値維持継続 型 ②数値維持継続 型	①登録8件 【登録10件】 ②助成0件 【助成10件】	世界禁煙デーに合わせて5/31 広報としまや区HPで広く周知す るほか、健康推進課「ゆりかご面 接」実施時に妊婦に対してピンポ イントで事業の啓発を行った。さら に、受動喫煙防止対策の観点から 各イベントで啓発チラシや啓発 ティッシュを配布した。	A	禁煙補助薬「チャンピックス錠」が出 荷保留となっており、大多数の医療機 関で禁煙治療が休止されている。登 録・助成件数ともに目標達成は困難 であるが、事業周知を継続して啓発 する。	①登録3件 【登録10件】 ②助成3件 【助成10件】	世界禁煙デーに合わせて5/31 広報としまや区HPで広く周知す るほか、健康推進課「ゆりかご面 接」実施時に妊婦に対してピンポ イントで事業の啓発を行った。さら に、受動喫煙防止対策の観点から 各イベントで啓発チラシや啓発 ティッシュを配布した。	B	禁煙補助薬「チャンピックス錠」が出 荷保留となっており、大多数の医療機 関で禁煙治療が休止されている。登 録・助成件数ともに目標達成は困難 であるが、事業周知を継続して啓発 する。	
（2）子育て家庭への支援																					
①子育て支援 サービスの充実	子育て家庭への 支援を推進しま す。	個々の状況に応 じた家庭支援、子 育てに関する情報 提供を実施しま す。	重点事業	68	東部・西部子ども家 庭支援センター事業	子ども家庭支援 センター	親子で楽しく遊び 過ごせる居場所を 提供し、安心して 子育てができるよ うにします。	育児不安や子育てに悩む親や、子 ども自身からの相談を受け、関係機 関と連携して問題の解決を図ります。 乳幼児とその親が遊びながら1日過 ごせる場所を提供するとともに、子 育て・子育てを地域で支え合う活動 や仲間づくりを支援します。	①センター来館者 ②センター新規登 録世帯数	①41,456人 ②1,630世帯	①45,000人 ②2,000世帯	①数値上昇型 ②数値上昇型	①26,536人 【38,000人】 ②1,189世帯 【1,800世帯】	講座の人数をコロナ禍前に近づ け、利用しやすい事業を実施。 SNSを活用し、利用者への子育 て情報を随時発信した。	A	親子遊び広場をコロナ禍以前の状 態に戻し、1日を通して安心して利 用してもらい、引き続きフットワー クバスの周知等をすすめる、セン ターの利用につなげる。	①26,864人 【38,000人】 ②59.5% ③1,468世帯 【1,300世帯】 ④73.4%	施設の開設状況をコロナ禍前に 戻した。子育てに関する講座予 約にオンラインを導入し利用しや すい状況になった。	A	講座予約のオンライン化の推進に加 え利用者登録でもデジタル化をすす めることで利用しやすい施設を目指 す。	不要
			重点事業	69	地域区民ひろばにお ける「子育てひろば」 の運営、開設	地域区民ひろば 課	地域における子育 て世代の交流の 場を提供します。	地域の乳幼児の遊びの場及び保護 者の相互交流の場を小学校区単位 に開設しています。また、保護者か らの育児相談に応じ、必要な情報 の提供を行うなど地域の子育てを 支援しています。	延べ利用者数	219,611人	222,500人	数値上昇型	122,437人 【175,220人】 ⑤55%	コロナ禍において感染症対策を段 階的に緩和し、安全面に配慮しな がら事業実施回数や定員を増や して、令和3年度と比べ多くの 子育て世代向けの事業を実施し た。子ども家庭支援センターなど 関係部署と連携して育児相談の 回数も増やした。令和4年度の 達成度で見ると主管課評価はC となるが、利用人数が上昇傾向 にあること・コロナウイルスの影響 を考慮し、主管課評価をBとする。	B	引き続き、安全性を考慮し、地域の 乳幼児の遊びの場及び保護者の相 互交流の場を提供していく。また、 子育て世代に向けた情報発信も行 っていく。	149,051人 【175,220人】 ⑥67%	感染症対策を緩和し、安全面に 配慮しながら子育て世代向けの 事業を実施した。子ども家庭支 援センターなど関係部署と連携 して育児相談を行った。利用者 数が上昇傾向にあることを考慮 し、主管課評価をBとする。	B	引き続き、安全性を考慮し、地域の 乳幼児の遊びの場及び保護者の相 互交流の場を提供していく。また、 子育て世代に向けた情報発信も行 っていく。	不要
			新規事業	新規	出産・子育て応援 事業	健康推進課	子育て家庭の経 済的負担を軽減 し、妊娠から出 産・子育て期に切 れ目なく相談・支 援が受けられる伴 走型相談支援を 充実させます。	国の「出産・子育て応援交付金」、 東京都の「とうきょうママ／ひ応援 事業」の補助金を活用し、ゆりかご 面接後に5万円相当、赤ちゃん訪問 後に10万円相当の、出産・子育て 応援ギフト（電子クーポン）を交付 します。	ギフト交付数	－	4200件	－	－	－	－	4,825件 （令和4年度出生児 分も遡及して対象に なっています）	ゆりかご面接と赤ちゃん訪問の終 了時に出産・子育て応援ギフト 申請用紙を配布し、申請者に交 付しました。	A	妊娠・出産時の相談支援事業と一 体的に経済的支援を継続実施しま す。		
			計画事業	70	子どもショートステ イ事業	子ども家庭支援 センター	宿泊を伴う子ども の預け先を確保し 、必要とする家 庭を支援します。	保護者の疾病、出産などにより、一 時的に保育を必要とする児童に対 して宿泊を伴う養育を行います。	利用泊数	－	450泊	数値上昇型	488泊 【429泊】	全体的に利用数が増加したこと、 また利用泊数が特に増加した施 設があったこともあり、引き続き増 加傾向となった。協力家庭につい ては2家庭拡大し、計5家庭と なった。	A	区内協力家庭の数が充実してきて いるため、今後はそれぞれの協力 家庭の利用泊数が増加するよう取 組んでいく。また、委託施設拡大 についても引き続き検討を進める。	587泊 【450泊】	令和4年度に要支援家庭枠の 利用者が増加したことから、事 業者の利用枠を拡充提案した。 令和5年度は、周知活動の強 化により、要支援家庭枠利用者 数が359件と前年並であったの に対し、一般枠が108泊（R4） から228泊（R5）に倍増した。	A	要支援家庭については、支援ブラ ンのもと適正な支援の実施につ いて、改めて進捗管理を徹底す る。一般家庭については、上限利 用時間が設定されているため、対 象家庭に幅広く利用していただ けるよう、周知活動を引き続き 強化する。	
			計画事業	71	ファミリー・サポー ト・センター事業	子育て支援課	地域での子育て の相互援助を支 援します。	生後43日から小学校修了時までの 子どもを持ち、子育ての援助を必 要とする方（利用会員）からなる 会員組織です。区は事務局として 会員間の橋渡しを行い、地域の中 での子育てを援助します。 ※令和2年度より、事業内容一部 変更	援助会員数	－	200人	数値上昇型	195 【218】 ⑧89.4%	コロナ禍ではあったが、援助会 員養成講座（年2回）は実施、合 計30名以上の援助会員が誕生 した。しかし、退会者もあり、援 助会員数は前年度より増加した が、目標には届かなかった。	B	養成講座の確実な実施に加え、多 媒体での情報発信等により、引 き続き援助会員の拡大を図る。	200人 【200人】	援助会員養成講座を年2回実 施。合計30名以上の援助会員 が誕生した。退会者もあったが、 会員数200名となった。	B	養成講座の確実な実施に加え、多 媒体での情報発信等により、引 き続き援助会員の拡大を図る。	
			計画事業	72	子育て支援総合相 談事業	子育て支援課	子育てナビゲー ターが、妊娠・出 産・子育てに関 する相談にお応 えし、また、ご家 庭の状況に応じ た子育て情報を 提供します。	子育て総合相談窓口「子育てイン フォーメーション」に「子育てナビ ゲーター」を配置し、妊娠期から 子育て期に関わる相談の受付や専 門部署への連絡・調整を行い、子 育て支援の相談機能の充実を図 っています。また、子育て世帯に 有益な情報の提供や、子育てサー クル等に関わる地域活動支援も 行います。	受付件数	－	5,000件	数値上昇型	3,460 【3,800】 ⑨91.1%	長引く、新型コロナ感染症によ り、来庁者はほぼ横ばいとなっ ている。「としまっと見る知る（母 子モ）」の機能を活用した子育 てイベント情報の発信を、子育て インフォーメーションが主体とな り9月から開始した。	B	各種機会や既存資源を活用し、情 報発信強化を進める。	4,373件 【5,000件】	コロナの影響もほぼ脱し、来室者 増加した。「としまっと見る知る （母子モ）」の機能を活用した子 育てイベント情報の発信も引き続 き実施した。	B	各種機会や既存資源を活用し、情 報発信強化を進める。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F）※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）	目標値の性質（Z）	令和4年度				令和5年度				目標値（令和6年度）見直し
													令和4年度実績【内は令和4年度目標値達成率（%）（m）	事業目標に資する令和4年度の取組み内容（n）	主管課評価（o）	令和5年度以降の取組の方向性（p）	令和5年度実績【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）	事業目標に資する令和5年度の取組み内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	
①子育て支援サービスの充実	子育て家庭への支援を推進します。	個々の状況に応じた家庭支援、子育てに関する情報提供を実施します。	計画事業	73	子育てひろば事業補助	保育課	身近な地域における子育て家庭への支援を広げます。	身近な地域における子育て家庭への支援を広げるため、地域の団体が行う「子育てひろば事業」に対し、運営助成を行います。	運営助成数	－	利用組数2,000組	数値維持継続型	2,808組 [2,000組]	感染症対策を徹底しながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育ての場が制限されている子育て世帯への支援を行った。	A	新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが変更されたことなどを踏まえ、今後の状況も考慮しながら地域の子育て家庭のために必要な支援を行っていく。	3,358組 [2,000組]	子育て親子の交流、子育てに関する相談、子育て関連情報の提供及び子育てに関する講習等実施の場として「子育てひろば」を実施する団体へ運営助成を行い、子育て家庭への支援を行った。	A	令和5年度までの取組を継続的に実施していくとともに、地域との交流など、地域支援の場として、子育て支援への取組の方向性を拡充していく。	
			計画事業	74	マイほいくえん事業	保育課	「マイほいくえん」事業を通じて、安心して出産し子育てができるよう支援します。	出産を控えている方、在宅で子育てしている方を対象に、住まいに近い区立保育園を「マイほいくえん」と位置付けます（登録制）。「マイほいくえん」での電話や来園による育児相談や園主催のプログラムへの参加を通じて、安心して出産し子育てができる環境の充実を図ります。	登録者数（1園あたり平均）	－	増加	数値上昇型	17.6人 [15人]	妊娠届出時に配布する母子保健バックに事業のリーフレットを封入するなど、出産を控えている方とそのパートナーへの事業の周知に力を入れることで、登録者を増加させることができた。	A	令和5年4月より私立保育所、地域型保育事業と協働し、事業実施園を拡大することで、区民にとってより身近な保育園になるように事業を実施する。	9.4人 [10人]	事業実施園が私立保育所、地域型保育事業所まで拡大したこと、登録者数が増え、区民にとってさらに保育園が身近な場所になった。	A	区民ひろばで未就園児親子向けのイベントを開催する。参加者にマイほいくえんを周知し、登録者数を増やすとともに、保育園と繋がりを持ってもらい、在宅子育て家庭を支援していく。	
			計画事業	35	家庭訪問型子育て支援（ホームスタート）助成事業【再掲】	子育て支援課	様々な理由から公的な支援の「隙間」にある家庭に寄り添う地域活動を支援します。	親の孤立化・虐待の未然防止を図るため、区内でホームスタート事業（未就学児のいる家庭を訪問し、親の悩みなどの傾聴と、家事育児などの協働を行うボランティア活動）を行う団体に対して、活動経費の助成を行います。	助成団体数	－	1団体	数値維持継続型	1団体 [1団体] （100%）	事業助成の公募を行い、応募団体の申請内容を審査・交付決定し、当該団体のホームビジット・養成や訪問事業実施等の費用助成を行った。	B	引き続き、公募および助成を行い、地域におけるホームスタート事業の定着を支援する。	1団体 [1団体]	事業助成の公募を行い、応募団体の申請内容を審査・交付決定し、当該団体のホームビジット・養成や訪問事業実施等の費用助成を行った。	B	引き続き、公募および助成を行い、地域におけるホームスタート事業の定着を支援するとともに、既存事業との連携を図っていく。	
			計画事業	51	育児支援ヘルパー事業【再掲】	子ども家庭支援センター	育児支援ヘルパーの利用登録を促し安心して出産、育児ができることを目指します。	保護者の体調不良やストレスのために育児や家事に支障がある産前から2歳未満の子どもを養育する家庭に対し、育児支援ヘルパーを派遣し支援を行います。ひとり親家庭は要件が異なります。	育児支援ヘルパー登録数	－	500件	数値上昇型	687件 [400件]	様々な機会で一ひとりの周知を丁寧に実施した。	A	登録が利用につながるよう、具体的な利用方法を伝えることで安心して出産育児ができる環境を目指す。	412件 [450件]	連携機関において事業を紹介してもらえよう周知を丁寧に実施した。	A	妊娠期から利用できることを妊娠届時の説明に引き続き依頼、具体的な利用方法の周知も丁寧にを行う。	
②家庭教育支援	家庭教育を推進し、保護者の子育て力の向上を図ります。	子育てに関する学習機会や情報の提供を行います。	重点事業	75	家庭教育推進事業	庶務課	家庭教育の重要性を啓発します。	以下の取組を通じ、子どもの発達段階に応じた学習機会の充実や情報提供を行います。 ①【家庭教育推進員】区立小学校PTA会長から推薦を受けた家庭教育推進員が1年間活動し、2月に学習発表会を開催します。 ②【家庭教育学級】キャリア教育や居場所としての家庭について学ぶ講座を開催します。 ③【家庭教育講座】区立小中学校PTA及び区立幼稚園職員と園児の保護者が企画運営する講座を支援します。	①【家庭教育推進員】参加者に事業開始前と終了後でアンケートをとり、「家庭教育に主体的に働きたいと思う人」の増加率 ②【家庭教育学級】延べ参加者数 ③【家庭教育講座】実施校数	①18%上昇 ②280名 ③18校で講座実施	①毎年度、18%上昇 ②300名 ③20校で講座実施 （1校でも多い講座実施を目指す。）	①数値上昇型 ②数値維持継続型 ③数値上昇型	①11%上昇 [18%上昇] ②39名 [300名] ③9講座 [17講座]	①新型コロナウイルス感染症対策をしながら、対面講座を開催しました。学習発表会も対面で開催し、家族、学校、地域を巻き込み、学習成果を発表し、学習発表会には多くの来場がありました。 ②人数も絞って実施しました。アンコンシャスバイアスについて、子どもとかわる大人に対しての啓発事業を実施しました。 ③オンラインでの開催も含めて、家庭教育の重要性の啓発に努めました。	B	①対面で実施します。 ②子ども等を支える学習支援者に向けて、人権意識を高めるための研修を定期的に実施していきます。 ③引き続きオンライン開催なども検討しながら、講座実施を支援します。10講座開催を目標にします。	①32%上昇 [18%上昇] ②0名 [300名] (0%) ③11講座 [17講座] (55%)	①対面講座を実施、今年度は新たに「しずまPゼミ」という愛称で活動しました。12月の学習発表会に向けて、展示・ゲーム・クイズなどを作成し、多くの来場者を巻き込み、学びから見出した身近なSDGsの課題を見出し、解決策等を発信しました。 ②令和5年度は未実施。 ③対面講座に戻りつつあります。PTA会長・担当部門にも説明に向向き、家庭教育の重要性の啓発に努めました。	B	①対面で実施します。 ②子ども等を支える学習支援者に向けて、人権意識を高めるための研修を定期的に実施します。 ③オンライン開催の希望があれば対応しながら講座実施を支援していきます。また説明が必要な学校へは訪問します。	不要 R6年度～学・スポ課へ担当課変更
			計画事業	76	母親学級、パパママ準備教室	健康推進課 長崎健康相談所	安心して出産・育児を迎えられるよう支援します。	妊婦及びそのパートナーを対象に、妊娠中の過ごし方、お産の準備、産後の摂生、育児方法について助産師等による講義・実技及び指導を行います。	実施回数 ①母親学級 ②パパママ準備教室	－	①18回（平日コース6回、休日コース12回） ②24回	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①18回（平日コース6回、休日コース12回） ②36回 [24回]	安心して出産・育児を迎えられるように、妊娠中の過ごし方、お産の準備、産後の生活、子育てについて助産師等による講義・実技指導をおこないました。参加しやすい土日に実施しました。	A	参加しやすい休日に継続して実施し、安心して出産・育児を迎えられるように、事業をとおして学習の機会と情報を提供します。	①18回（平日コース6回、休日コース12回） ②36回 [24回]	安心して出産・育児を迎えられるように、妊娠中の過ごし方、お産の準備、産後の生活、子育てについて助産師等による講義・実技指導をおこないました。参加しやすい土日を中心に実施しました。	A	参加しやすい休日を中心に継続して実施し、安心して出産・育児を迎えられるように、事業をとおして学習の機会と情報を提供します。	
			計画事業	77	母乳教室事業	健康推進課 長崎健康相談所	子育て家庭の健康増進をはかるとともに、安心して育児に取り組めるよう支援します。	母乳で育てたいと考えている母親のために、母乳相談を実施します。	実施回数 ①母乳教室 ②卒乳教室	－	①20回 ②15回	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①21回 [21回] ②15回 [15回]	子育て中の悩みのひとつである母乳育児と卒乳について学習・相談し、親同士が交流できる機会として母乳教室と卒乳教室を実施しました。	A	継続して実施し、母乳育児と卒乳について学習・相談し、親同士が交流できる機会を提供することにより、安心して子育てしていけるようを支援していきます。	①21回 [21回] ②15回 [15回]	子育て中の悩みのひとつである母乳育児と卒乳について学習・相談し、親同士が交流できる機会として母乳教室と卒乳教室を実施しました。	A	継続して実施し、母乳育児と卒乳について学習・相談し、親同士が交流できる機会を提供することにより、安心して子育てしていけるようを支援していきます。	
			計画事業	78	母親の子育て講座の開催	子ども家庭支援センター	母親向けの講座を開催し、母親の子育て力の向上・仲間づくりを支援します。	子ども家庭支援センターにおいて、子どもの発達や食育、遊びなど、広く子育てに関する学習を行います。また、他機関との連携や民間（NPO）との共催も視野に入れた講座なども行います。	講座参加者数（スマイル講座・NP）	－	500人	数値上昇型	551人 [400人]	年間予定のすべての回を実施できた。対象の保護者の年齢設定を変えることで、たくさんの方に参加してもらえた。	A	スマイル講座、ノーバディーズパーフェクトはニーズの高い講座であるため、今後も継続実施とする。	466人 [500人]	台風の影響や最低開催可能人数に届かず未実施の回があったため前年度より参加者数が減少した。	B	開催時期や対象年齢を調整し実施する。	
			計画事業	79	父親の子育て講座の開催	子ども家庭支援センター	父親向けの講座を開催し、父親の子育て力の向上・育児参加・仲間づくりを支援します。	子ども家庭支援センターにおいて、父親対象で「親子ふれあい遊び」「親子音楽あそび」等の子育て講座や、子どもとのかかわり方等について、父親同士意見交換などを行います。また、父親の初めての育児を支援するため、子どもと遊ぶツールとしての絵本の読み聞かせ方・身体を使った遊びなどの講座を実施や、親子で楽しめる音楽会・コンサート等を開催しています。	講座参加者数（スマイル講座・父親向け講座）	－	300人	数値上昇型	207人 [200人]	センターだよりやHPでの周知に加え、必要な家庭には声をかけをし、参加につなげた。またYouTubeでの配信を行った。	A	今後も父親のニーズに合った講座の開催を目指し、より多くの方が参加できるようにし、父親の育児参加につなげる。	176人 [200人]	センターだよりやHPでの周知に加え、必要な家庭には声をかけをし、参加につなげた。	A	育休中の父親からママと同様のイベントがあるかどうかの問い合わせもあり、今後も父親のニーズに合った講座の開催を目指し、より多くの方が参加できるようにし、父親の育児参加につなげる。	